

令和2年度第4回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第2号）

令和2年6月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

- 4番 福本 悟 君
10番 田上 忍 君
2番 井藤 はづき 君
6番 増田 安至 君
5番 田上 英司 君

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- 1番 中城 峯 雄 君 2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一 幸 君 4番 福本 悟 君
5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君
13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	畑野 英樹 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福 祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復 興 課 長	島田 誠也 君

健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建設課長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	沖 勝久 君
監査委員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（池田浩二君） ただ今から、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○4番（福本 悟君） 質問番号1番、議席番号4番、福本悟です。

それでは、先般事前通告した内容について質問を行います。

初めに、国民健康保険の県単位化について伺います。国民健康保険制度については1961年に作成された、国民のすべての方が公的な医療保険に加入することになっている国民皆保険体制の下、医療保険制度の基盤として、また最後のとりでとして重要な役割を担ってきました。しかしながら、就業構造の変化や少子高齢化など社会経済情勢が大きく変化する中で、国民皆保険制度を支える国民健康保険の構造的な課題として、年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低く、保険税料負担が重い。また小規模な運営主体が多く、財政が不安定になりやすい。このようなことから、市町村間で医療費や保険税料の水準に大きな格差があることなどのさまざまな問題があり、財政及び事業運営の両面にわたり、制度の安定を図る抜本的な改革が急務の課題とされていたところです。

このような中に、過去最大の改正といわれる2015年持続可能な医療保険制度を構築された法の改正により、国の財政支援が大幅に拡充され、2018年から県が市町村と合同で国民健康保険の運営を担うこととなりました。県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税料の決定、賦課徴収及び保険事業などを、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなって

いると伺いました。

このようなことから、国民皆保険制度の中核として地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献している国民健康保険、先ほど言いましたように、平成30年度に県単位化による財政運営に移行して、規模も大きく従来の住民同士の支え合いに市町村同士の支え合いの観点を加え、国保財政の安定を図ることとされております。平成30年の県単位化に移行してから2年3カ月が過ぎようとしております。

この国民健康保険の仕組みがどのように変わり、町にとってどのような効果・影響をもたらすのか、伺います。

再質問は質問席で進めさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の1、国民健康保険県単位化についてお答えいたします。

市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入する人を除くすべての人を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後のとりでと言われてきました。しかし、市町村国保においては、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準も高いことから、財政基盤が脆弱であり、小規模な市町村では財政運営が不安定になるリスクがあるなど構造的な問題を抱えていました。

このような中、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため国民健康保険法の一部改正が行われ、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。大きな仕組みとしましては、都道府県が市町村ごとの国保事業納付金を決定し、その納付金を納めるための標準保険税率を示します。そしてそれを基に市町村は国保税の賦課徴収を行い、県に徴収金を納付します。その一方で、県は保険給付に必要な費用を市町村に対し全額交付するという流れとなっております。

その他、個別質問については担当課長より答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。大きくは5項目ほど質問をさせていただきます。

まずは、県単位化で移行した平成30年、保険税の課税方式がどのように変更されたのか、伺います。また、併せてこの課税方式の変更に伴い、保険税が町として、全体としてどのような状況になったのか。増えたのか、減ったのか、その2点です。まずは伺いをさせていただきます。

○税務課長（畑野英樹君） ただ今の御質問にお答えいたします。

平成29年度までは、所得割、資産割、平等割、均等割の4方式でしたが、県単位化に伴い、平成30年度からは医療分、後期高齢分は資産割を廃止しまして、所得割、平等割、均等割の3方式とし、介護分は資産割と平等割を廃止し、所得割、均等割の2方式とした算定方式に改正をしております。

保険税額につきましては、平成29年度は約4億600万円、平成30年度は約3億8,200万円と、2,400万円減っておりますが、被保険者数や所得が異なりますため改正による比較はできません。

○4番（福本 悟君） 関連でお尋ねします。応能、応益という言葉があると思いますが、御船町にとっては、この応能、応益の割合はどのようになっていますでしょうか。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

所得割及び資産割につきましてはの応能割、それから均等割と平等割の応益割がございしますが、大体50%ずつでしております。

○4番（福本 悟君） それでは次の質問に入ります。繰入れについて伺わせていただきます。

国民健康保険事業特別会計予算の中には一般会計から2億円以上の繰入れがされておりますが、法律で一定の繰入れが義務付けをされている法定繰入と財源不足を補うための法定外繰入について、平成30年度どのように変わり、また今後、それから先どのように変わるのかを伺います。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れは、法定内繰入と法定外繰入があります。法定内繰入につきましては、法令で定められた額を繰り入れますので、今後も法令に基づき適正な繰入れを行います。大体毎年度1億9,500万円程度の繰入れとなっております。

法定外繰入につきましては、平成28年度及び平成29年度は7,000万円を繰り入れていましたが、都道府県化に伴い、国保の財政上の構造的な問題を解決することが前提とされていまして、御船町においても、受益者負担の原則に基づき適正な事業運営を行うため段階的に削減し、平成30年度は3,000万円の繰入れ、令和元年度には1,000万円の繰入れとし、令和2年度には解消をしております。

○4番（福本 悟君） ただ今、宮崎課長のほうで確認をさせていただきます。法定外繰入れについては平成28年度、29年度は約7,000万円程度で、平成30年度が1,000万円ということ

で、令和、今年度からゼロということで、法定外繰入については解消されたものと理解をしています。

それと、法定内繰入については、毎年約1億9,500万円を一般会計からということですので、これは被保険者または一般会計からの繰入れになりますので、すべての住民の方が対象になるという考え方でよかったですでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） はい、福本議員がおっしゃられたとおりでございます。

○4番（福本 悟君） では、3番目の質問に入らせていただきます。国民健康保険制度改革の二本柱、国の財政支援の拡充及び県が中心的役割を果たすのは、具体的にはどのようなものでしょうか。説明を求めます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

国保改革による財政支援の拡充として、全国規模で平成27年度から低所得者対策の強化として約1,700億円、さらに平成30年度から財政調整機能の強化、保険者努力支援制度の創設、高額医療費等に対して約1,700億円の財政支援の拡充が図られており、御船町においては、平成30年度決算で約5,000万円が特別交付金として交付されています。また、平成30年度から県が中心的な役割を果たすため、財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等を行っています。

具体的には、財政運営については、県が市町村ごとの事業費納付金を決定し、その納付金を支払うために必要となる標準保険税率を示します。また、事業運営については、県と市町村が共通認識の下で実施し、共同運営を実施するための統一方針として国保運営方針を定め、事務の効率化や標準化を図っております。

○4番（福本 悟君） では、4点目の質問になります。今後における国民健康保険税の税率について伺います。県単位化に伴い、これまで2回の税率改正が行われました。また県から2020年度の国民健康保険の目安となる標準保険料が公表され、県平均の1人当たりの保険料は年間で10万9,246円、本町においては10万7,128円と平均を下回っている状況にあります。言うまでもなく、国民健康保険は受益者負担の原則であることは十分に理解しておりますが、今後における国民健康保険の税率について伺わせていただきます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

今後の保険税につきましては、毎年度県全体の医療費や被保険者数、また所得の状況等により各市町村の納付金が決定され標準保険税率が示されます。現時点では上昇すること

は想定されますけれども、具体的には県から標準税率が示されてからでないとはわかりません。将来的には保険税の県内統一化を計画されておりまして、令和6年度に、いつから統一化をするのかを検討される予定となっております。

○4番（福本 悟君） それでは、1番の最後の質問に入ります。こちらは、町長に伺わせていただきます。この県単位化について、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の安定化を図るということで、大変素晴らしい取り組みだと自負をしております。先ほど言いましたように、国民健康保険は受益者負担の原則は理解しておりますが、町民の負担が増えることを大変危惧しているところであります。国と県が実施しています激減緩和措置が令和5年までと伺っております。

また、先ほど課長から答弁がありましたように、県単位化で将来国保税の統一化が行われるということを伺いました。町としてどのように対応していくのか。やはり、この保険税と医療費、大変密接な関係にあるのではないかと思います。今後の国民健康保険について、どのように考えておられるのか、町長の見解を求めます。お願いします。

○町長（藤木正幸君） 福本議員が申されましたとおり、医療費と保険税は基本的には直結していると考えております。そのため、医療費の伸びを抑制することも税負担の軽減につながるということは間違いないと思っております。

御船町においても、保険者としての努力を果たすため、特定健診受診率の向上や糖尿病等の重症化予防、適正受診の啓発を行うことや、町内全域で取り組まれている介護予防教室や地域サロン事業等でもフレイル対策、口腔ケアなど、介護の重症化予防につながる健康教育を一体的に実施し、医療費の適正化を図ってまいりたいと思っております。現在、いろいろなところで地域の方々にお世話になって、いろいろな事業をしていただいております。そういった今後の事業に対して、町としても極力協力してまいりたいと考えております。

○4番（福本 悟君） ただ今、町長から答弁をいただきました。町の総合計画の基本計画の中にも、健診の関係で、若いうちから健康に関心を持っていただくことということで、やはりこれが一番だと思います。どうやって若い方に関心を持っていただくか、非常に難しい問題だろうと思っておりますけれども、これからも引き続きこの問題等は、町長がリーダーとなって取り組んでいただきたいと思います。

1番の質問はこれで終わります。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。上水道未給水地域に対する給水整備

計画について伺わせていただきます。

熊本県は阿蘇を有する火の国として知られ、全国でも有数の水の国でもあります。本町においても、緑と清流に恵まれ、自然豊かな町であることは言うまでもありません。しかしながら、衛生面や防火面などの両面から上水道の設置が望まれ、昭和44年8月に待望の上水道が完成、給水が開始をされました。平成16年度末においては、上水道の普及率が94.5%に達しております。また、上水道の未給水地域、上水道が通っていない地域については6地域存在する。こちらは御船町史に示されております。

このような中に、地域で構成する水道の現状については、気象状況等の変化によって水が濁りますとか、飲料水用、飲み水については購入をしていますとか、水の水源の管理を2週間に1回程度行っているところがあるなど、地域水道について、衛生面等で大変な御苦勞を伺うことができました。

では、私たちにとって水とは何でしょうか。私たちが生きるために必要不可欠なもの、大切なライフラインの1つでもあります。また水は、私たちの体においても大変重要な役割を担っております。体の構成成分を見ますと、水分の割合が成人で約6割を占めていると言われております。

以上のようなことから、町民の生活を守る上で大切なライフラインの1つである上水道、本町における現在の普及率は92.2%を有し、また地域振興の発展及び福祉の向上にも大きな役割を果たしております。平成29年4月には、国の補助制度の見直しにより、本町の簡易水道事業は水道事業へ統合をされました。今後において、上質で安全な生活用水を供給する観点から、上水道の未給水地域に対する給水整備計画について、環境保全課等でどのように協議し、具体的対策をどう講じていく考えであるかを伺います。

あとは再質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 上水道未給水地域に対する給水整備計画についてお答えをいたしたいと思えます。

本町の上水道は、公営企業による水道事業として、昭和43年に創設され、以来年々拡張をして、町民の生活に不可欠なライフラインとしての機能を果たしてきたところであります。また、地方公営企業法の適用を受け、施設管理の一体化や料金の均一化を行い、公共福祉の増進や均衡ある地域の発展にも寄与してきました。

上水道は水道事業の設置等に関する条例に基づき、給水区域を定めています。また、水

道法の改正により上水道と簡易水道事業を統合し、厳しい経営状況においても計画的な施設の更新を行いながら、給水区域内に良質で安全・安心な水の供給を行っています。また、給水区域外の未普及整備地域については、地形的かつ経済的な面から、現在は、地域の水道組合において運営管理されております。町としては、今後の人口減少や水道収入の減少を見据え、給水地域の内外を問わず、町内上水道が安定して供給できる体制を構築していく必要があると思っております。

そこで、令和2年度中に水道事業経営戦略及び水道事業基本計画を策定することとしており、その中で、未普及地域の計画についても併せて検討してまいります。

その他、個別の質問については担当課長より説明させます。

○4番(福本 悟君) それでは、再質問をさせていただきます。こちらは大きく7項目ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、町内における給水人口、給水戸数、普及率について伺わせていただきます。

○環境保全課長(緒方良成君) お答えします。

令和2年3月末の数値になりますが、給水人口が1万5,481人、給水戸数が6,736戸、水道の普及率は91.7%となっております。

○4番(福本 悟君) ただ今の数字の普及率で確認をさせていただきます。御船町史になりますが、平成16年度末の普及率が94.5%で、これは令和2年度が91.7%ということで、3%ぐらいの減少になるかと思いますが、その要因というのはどういうことが考えられますでしょうか。

○環境保全課長(緒方良成君) お答えします。

この普及率の算出につきましては、行政人口に対する給水人口の割合です。給水区域は変わってはいないため、行政人口が減少していますが、それ以上に給水区域内の人口が減少しているため給水率が減少しております。

○4番(福本 悟君) ただ今のはよくわかりました。異常に給水人口が減っているところですね。

では次の質問です。上水道の未給水地域について伺います。平成16年度末における、先ほど言いましたように、御船町史では6地域存在すると。この上水道の未給水地域、現在はどのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長(緒方良成君) お答えします。

現在は、川内田地区、間所地区、粒麦地区、有水地区、馬立地区、五ヶ瀬地区の6地区であります。

○4番(福本 悟君) ただ今課長から6地区の地域の名前が公表されましたけれども、こちらの地域については、平成16年度末の御船町史の6地域と、多分変更はないかと思えます。平成16年度から今まで10年以上の年月が経っておりますが、これまでこの未給水地域に対して、この地域の方々とお話合いといいますか、協議とか担当課で何か検討はされた経緯はなかったのでしょうか。

○環境保全課長(緒方良成君) お答えします。

この未給水地区につきましての検討というのは、これまでもされておりましたが、それ以上に整備ができていないという状況であります。

○4番(福本 悟君) 1点確認です。検討してきたというところでいいですか。

○環境保全課長(緒方良成君) はい。地域からの要望等とか、いろいろありまして、陳情等もありましたが、その中で、どういう整備をしていくか、事業費とか給水の方法とか、そういうのは検討してはまいりました。

○4番(福本 悟君) それでは、3点目の質問に入ります。上水道の未給水地域、地域水道の現状について伺います。課長から答弁をいただきました6地域の水道の現状。まずは水源の種類、次にろ過装置の設置状況、3番目に滅菌装置の設置状況、4番目に濁りの関係と、最後は飲料用として飲用されているのか。この点について、それぞれの地域の水道ごとに説明を求めます。

○環境保全課長(緒方良成君) お答えします。

まず、水源の種類ですが、川内田地区は井戸になります。間所地区は表流水、粒麦地区は表流水、有水地区は表流水と井戸になります。馬立地区は表流水、五ヶ瀬地区は表流水になっております。ろ過施設につきましては、粒麦地区は設置してありますが、それ以外はありません。滅菌施設の設置状況ですが、粒麦地区と馬立地区は整備済みですが、現在は休止状態になっております。濁りの状況ですが、馬立地区、粒麦地区、間所地区、五ヶ瀬地区については、雨天時には濁りがあるかと思われまます。

飲料水としての飲用ですが、これは飲料水として購入はされているところもありますが、どの地区でどれだけの方が購入されているというのは把握しておりません。

○4番(福本 悟君) 今回の一般質問に当たっては、やはり今のところのまずは水の濁り関

係、それと飲料用については購入、そういう言葉を聞いております。課長から現状は先ほ
どすべて把握しているということで、そこは少し安心したところです。ただ、濁りの中に
粒麦と馬立、五ヶ瀬、間所ですか、こちらについては、状況等によっては少し濁りよると
いうところですね。

それと、飲料用の水を購入する、こちらも確認をされているということで、少しはまず
安心をしたところです。

では、4番目の質問に入ります。上水道、地域水道の水質検査について伺わせていただ
きます。私たちが日常的に飲用している水道は、最も高い安全性が求められるものでもあ
りますが、上水道、地域水道の水質検査はどのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

水道の水質検査につきましては、水道法第4条に基づく水質基準が定められていますの
で、定期的の実施しています。残留塩素については、毎日検査を行っております。未給水
地区につきましては、検査の依頼に応じ、環境衛生係で対応をしております。

○4番（福本 悟君） 今のところで再確認をさせていただきます。上水道については、こち
らも水道法の関係に基づいて水質検査を行っているということで確認をしました。それと、
地域の水道については、依頼をいただくと検査すると。このところですがけれども、やは
り一番心配するのは衛生面というところですか。町として、定期的に、この地域水道の水質
検査を実施する考えというのはないのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、水道法の規定を受けるものではありませんが、やはり町民の方の水というもの
についてはやはり把握する必要があるかと思われまますので、今後、この水質検査につい
ては検討してまいりたいと思っております。

○4番（福本 悟君） 水質検査については、前向きに検討をいただきたいと思います。

それでは、5番目の質問に入ります。簡易水道事業の統合についてであります。平成
29年4月には、国の補助制度の見直しにより本町の簡易水道事業が水道事業へ統合されて
おりますが、この目的はどのようなもののでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

国は簡易水道に対する支援はしつつ、重点的に簡易水道の統合を推進してきましたが、
平成19年6月に簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱の一部の改正がされました。こ

の改正により上水道へ統合する簡易水道事業統合計画を策定し、平成28年末までに統合を行いました。この統合により事業の合理化と効率的な経営体制を図られています。

○4番（福本 悟君） それでは、6番目の質問に入らせていただきます。総務課長にお尋ねをします。今度は、今までは衛生面から確認をしましたが、防火の面から伺わせていただきます。この防火の面から、この未給水地域に対して消火栓の設置状況はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今言われた6地区については、水道未普及地域ということで消火栓等の設置はございません。

○4番（福本 悟君） ただ今、総務課長から消火栓は設置されていないということで答弁いただきました。では、今まで発生した災害等において、この地域において、この消火栓が設置されていないということでの何か問題点とかはなかったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、災害ということでありましたが、これは火災というところにとらえさせていただきます。今言われた6地区におきましては、各地区に防火水槽を1基、多いところは4基ほど設置しておりますので、初期消火に対しては特に問題はこれまでには起こっておりません。

○4番（福本 悟君） 課長から、消火栓については設置してないが、防火水槽を設置しているということで、答弁いただきました。ただ、やはり緊急時には、防火水槽はそこには機械を据えないと水を出すことができない。少し時間がかかるとはと思いますが、消火栓は自ずから圧がかかっておりますので、そこにホースだけつなぐと水が出るということですので、この話は元に戻りますが、御船町史の中で、上水道については衛生面と防火の面両面から。要は防火というのは、先ほど言いましたようにやはり消火栓の設置だろうと思います。そういうことで、上水道が要望されて今日に来ているかなと思いますので、こちらも水道のほうと検討していただければと思います。

1つ追加で、先ほど町長から基本計画ですか、冒頭説明いただきましたので、こちらは緒方課長から、計画について説明をいただきたいと思います。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

先ほど、町長の答弁でありましたが、水道の基本計画につきましては、令和2年度にお

いて経営戦略並びに基本構想ということで、町全体の水道事業において、今後の方針等を策定するもので、今年度中に策定を行いたいと考えております。

○4番（福本 悟君） それでは、2番の最後の質問に入らせていただきます。最後はまた町長に答弁を求めたいと思います。

まず、地方自治法になりますけれども、この第1条、こちらには私たちの目的はすべてが能率的な行政の確保と住民福祉の増進及び地域社会の発展になるということになっております。これが地方自治法の第1条です。それと水道法の第1条、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するということになります。

また、総合計画には、基本計画の生活環境の整備の中に、水の安定供給や効率的で災害に強い水道施設の整備を進めるため、施設の計画的な更新や耐震化を図ることが掲げてあります。

では、町長に伺います。今まで、緒方課長からこの未給水地域の現状を説明をいただきました。この上水道未給水地域の現状をどのように認識され、今後において、良質で安全な生活用水を供給する観点から、この上水道の未給水地域における給水問題については、町長のリーダーシップにおいて乗り越えていただかなければならない問題だと強く感じております。最後に町長の見解を求めます。

○町長（藤木正幸君） お答え申し上げます。

水道法の適用を受ける給水区域内においては、計画的に施設の更新を行っておりますので、沿っていきたいと思います。給水区域以外においては、地区水道組合において今後とも管理運営をお願いしたいと思っております。しかしながら、地区水道、給水地域外というところは高齢化も進んでおります。やはり役場でも、その地域に対してできる限りのことは行っていきたいと思います。しかしながら、その区域外の地域においても、その方々が、一応話をして、どうやってこの給水に関する事柄を前向きに進めていかれるかと。総意の中において町ができることを行っていきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 最後に、町長から力強いお言葉をいただきましたので、ぜひとも町長のリーダーシップにおいて、この難問を解決していただきたいと思っております。

以上で、質問を終了させていただきます。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思っております。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時まで休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○10番（田上 忍君） 10番、田上忍です。先般通告していた内容について質問いたします。

熊本地震で建設された災害公営住宅や単独住宅も完成して、それぞれが被災者の方が入居されておりますが、この運営についてはどのように考えているのか、について質問いたします。

個別の質問については、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の1、災害公営住宅、単独住宅の運営についてどう考えるかについて、お答えいたします。

平成28年熊本地震で被災された方々の住まいの再建を支援するため整備を進めておりました災害公営住宅につきましては、令和元年度をもって計画したすべての住宅が完成し、入居も完了したところであります。また、木造仮設住宅を利活用した単独住宅については、熊本県より譲渡を受け、恒久的な住まいとして利用していくため、外構等の環境整備を今年度中に完了することとしております。

運営に当たっては、被災者の住まいの確保を最優先としながら、空き室がある場合は老朽化した他の公営住宅からの住み替えや、公募による新規の入居など適切な空き屋補充を実施していきたいと考えております。入居者のコミュニティ形成については、新しい環境への不安もあることから、地域支え合いセンターによる見守り活動やコミュニティ形成支援事業による交流会等の開催を通して、地元区長や民生委員の協力を得ながら、新しいコミュニティにいち早くなじんでいただけるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

その他、個別質問については担当課長より答弁させます。

○10番（田上 忍君） それでは、細かく質問させていただきます。公営住宅、単独住宅、団

地がありますが、世帯数の多いところ、少ないところ、それぞれがあるかと思います。その中で、この敷地内の管理については、これは誰が行うように考えておられるのですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

敷地内の管理につきましては、基本的には町が行っていきませんが、草刈りや清掃などの入居者で可能なものについては入居者でやっていただくようお願いをしているところです。また、高齢者等が多く、どうしても作業が困難な団地については、町において環境整備を行っているところです。

○10番（田上 忍君） 今、報償金ということであったんですけど、これは、1カ月600円ということですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

団地等で草刈り作業等をやっていただけの団地につきましては、1世帯当たり600円です。年間の報償金という形で支給をさせていただいております。

○10番（田上 忍君） はい。その地区の方が行うということですが、ちょっとあるところから聞いたんですが、その団地に住んでいる方が、草取りをした。そしたら役場の方から「そこは取らなくてくれ」と言われたということなんです。草がいっぱい生えているから、その人たちはきれいにしようと思って取られたと思うんですけども、「取らないでくれ」と言われたと。「だから、それからは私たちは一切しません」ということで言われたんですよ。こういうところについては、何か情報は入っていますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

その件につきましては、団地の環境整備を行っている中で、法面のほうに芝張りの工事をした段階です。芝がまだ定着する前に入居者の方たちが芝の部分の草取り等をされていたということで、芝張りがもう少し根付くまで、草を取らないでくださいという説明をしたところが、そういった草取りをするなというふうに誤解を与えている件かと認識しております。もう一度、入居者の方に説明を行いまして、先ほど申しましたように、きちっと草刈り等を入居者でやっていただきたいという旨をもう一度お話をして理解を求めていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） はい。その点はお互い、向こうも誤解があったかと思しますので、しっかりコミュニケーションを取ってほしいと思います。

では次に、集会場がない住宅というのが結構あるかと思うんですが、このあたりのコミ

コミュニケーションの取り方ということで、さっき町長からもあったんですが、もうちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

今回の災害公営住宅の整備に当たりましては、入居者が既存地域の集会所を利用することによって、地域の方々とつながりをもって地域に早く溶け込んでほしいという思いから、あえて団地専用の集会所については、整備しないこととしたという経緯がございます。先ほども申しましたように、地元区長、民生委員それから地域支え合いセンター、地域社会福祉協議会などと連携をしながら、入居者同士の顔合わせ会や団地のある地域住民との交流会等を通じて、コミュニティの形成を支援していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今回の答弁については、とても素晴らしい内容だと思います。ぜひそうあってほしいと思うんですが、なかなか地区の方と溶け込みにくいというのが現状じゃないかと思います。今、その住宅というか団地の中で、例えば単独住宅あたりだったら、空き室がもしもあったとしたら、そのあたりの1室をコミュニティの場というか、そういう集会所みたいな感じで使えないんでしょうかね。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

基本的には空き室が出ないように、適切な補充を考えていきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、地域コミュニティに早くなじんでいただきたいということから団地ごとに集会所はあえて整備しなかったという趣旨からも、空き室をコミュニティスペースとして利用することは、今のところは考えていないところであります。まずもって、空き室を埋めていく努力をしたいと思っております。

団地の方と協議をしながら、空きスペースにベンチを設置するなど、入居者の方々と相談をしながら、コミュニティスペースの確保については考えていく必要があると思っております。

○10番（田上 忍君） ぜひ、そうやって、その団地の方と相談しながら、何か設けていってもらえればと思います。

では、3番目に、単独住宅の耐久年数については、今どのように考えられていますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

木造住宅の耐用年数は30年程度と、今考えております。現在恒久的な利用をしていく上で必要な環境整備を実施しているところですが、入居者が生活していく上で、さまざまな

改善点も出てくると思われまますので、その都度対応していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今、30年ということでお聞きしましたが、今単独住宅は仮設住宅で建てられて、ほとんどがそのままの状態。これから環境整備もやっていくという話ですけども、やはり短期間という目的で造られたものだから、30年ということを考えてないところがたくさんあると思うんです。例えば雨樋とか、本当に屋根から来て、そのまま地面に流している状態で、その後、その雨水はどうやっていくか、地面をはって低いところに流れていく。これが、今は例えばアスファルトの上だったらもうじゃんじゃん流れていくんですけれども、砂利の上だとすると、低いところにたまって水たまりになる。そういうのが今現状で発生しております。

こういう点も、今後何か考えていかれるのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

いろんな改善点が出てくるかと思えます。団地ごと、入居者によってもさまざまな御要望等もあろうかと思えますので、随時対応して、入居者の方が安心して生活を送ることができるように対処をしていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） ぜひ、とにかくそこは、住んでいる方との情報交換だと思うんですね。でも、もう長く住んでいる方は、「もう言っても一緒だから」と、「これでも一緒なんだよ」ということで諦められている方もおりますので、ぜひ「何でも言ってくれ」ということで、とにかく言って、情報を収集してもらいたいなと思っております。

それから、4番目に行きますが、これも先ほど町長から答弁がありました。被災者の入居が完了した後の空き室について埋めていくということでありましたけれども、これについて、もうちょっと何か追加があればお願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

現在仮設住宅に入居されている方々は、ほとんどが自宅再建を待っておられる方たちということで、私どもとしましては、被災者の方々の災害公営住宅等への入居は一定程度完了したものという認識を持っております。今後は、老朽した町営住宅からの住み替え先としての利用や公募による新規の入居を進めて空き屋補充を行っていききたいと思っております。もし、そういった段階で、被災者の方からの御相談等がありましたときには、随時優先的に入居させていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 例えば、今回災害公営住宅は、そういう被災者のためということで建

てたものかと思えます。これからそうやって空き室が出れば入居可能にしていくということですけど、何か超えなければいけないハードルとか、そういうのがあるのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

災害公営住宅は町営住宅の管理条例に基づいて入居していただきますし、単独住宅につきましては、単独住宅の条例に基づいて入居していただくということになりますので、入居条件に合致しない場合は、取りあえず入居ができないということがありますので、もしそういった条件を設定した上でもなかなか空き屋が埋まらない場合には、またその条件あたりを拡充していくとか、そういったところは出てくるかと思えますが、町営住宅の管理条例は公営住宅法に基づくものですので、なかなか市町村独自の拡充等は難しいと考えておりますが、単独住宅は町独自の条例ですので、そのあたり拡充等も含めて、入居の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） 素晴らしい公営住宅が建っておりますので、空き室が出ないように、何とかそこは住民の方に住んでもらえるようやっていってもらえればと思います。

1 番目は以上で終わりました、続いて、町の下水道処理及び可燃ごみの熊本市委託について、質問いたします。

○町長（藤木正幸君） 町の下水道処理及び可燃ごみ処理の熊本市委託について、お答えを申し上げたいと思えます。

本町の公共下水道整備につきましては、令和元年度までに御船町下水道等整備基本構想における全体計画区域内の約77%が整備済みであります。今後、下水道未普及地区を計画通り進めてまいりたいと思っております。

また、下水道区域外につきましては、将来的人口減少に伴う有収水量使用料収入の減少や施設の老朽化による維持管理費の増加が予想されることから、令和6年度からの公営企業会計へ移行に合わせて、下水道等整備基本構想の見直しを検討していきたいと考えております。

次に、可燃ごみ処理の熊本市への委託につきましては、令和7年度から熊本市東部環境工場で可燃ごみの焼却を委託する旨の覚書書を令和2年3月30日に、上益城5町と熊本市との間で締結をいたしました。今後、広域連合一部事務組合構成する上益城5町において具体的に協議を進めていきますが、現時点では、熊本市への委託による町民への影響はないものと考えております。

その他、個別の質問については担当課長より答弁させます。

○10番（田上 忍君） それでは、まず下水道全体計画区域で未整備地区の今後のスケジュールについて、お尋ねいたします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、下水道の未整備地区ですが、現在北木倉地区、小路地区、浄光寺地区、上辺田見の東禅寺地区、陣のなみきが丘団地地区がありますが、今後の整備につきましては、測量が完了しております小路地区と浄光寺地区、それから現在測量を行っております北木倉地区につきましては、来年度以降に順次整備を行っていく予定としております。

○10番（田上 忍君） これについては何度も質問しているんですけども、熊本地震によって大分スケジュールが遅れてきているということですが、来年度以降というのは、おおよそどれぐらいというのはわかりますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まだこれは、来年度の予算というのがまだ決定しておりませんし、これは国の補助で行いますので、これから来年度の概算要望に入っておりますので、来年度自体の確定というのはできませんが、そういう意味で来年度以降というふうに。それから、どこを整備していくというのはまだ優先順位は決めておりませんので、そこははっきりしておりません。

○10番（田上 忍君） とにかく、浄光寺、小路、北木倉は今設計が終わっているところと今現在進行形のところがあります。あと、その進行形の中で、北木倉地区として、同じ北木倉地区だけでも、全体区域に入っていないところがあります。もしこの後、下水道を敷設していくのであれば、そこについても見直しが必要になってくるかと思っておりますけれども、これについては、いつ頃を予定されているのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） これは今後、北木倉地区は整備は行ってまいりますが、まだ全体区域に入っていないところにつきましては、地域の方の要望等もお聞きしながら、全体区域への拡大とか、このままでいいのか、そこら辺をお聞きして進めてまいりたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今、そのままでもいいのかも含めてということだったのですが、今、インフィニティから北木倉へ延びるほう、どんどん住宅が今建っている状況です。その地区の道路には、下水道の配管というのは、当然付かなければ本管のほうに持っていきません

から、当然、その新しい住宅が建っているところの本当直近の道路は、下水道が敷設されていくと思います。それなのに、そこを入れない選択肢というのは多分起こってこないと思うんですけども、その辺はどうですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 今現在家が建っているところにつきましては、合併浄化槽での処理ということになりますが、そこに下水道が通った場合、これは区域外につきましては、接続ができないということではありません。ただ、そういうときに、ちょっと制約というか、自費でしていただくとか、そういうところも出てきますので、果たして改めて区域を入れた方がいいのか、それとも合併浄化槽のままで、合併浄化槽を更新するときに、これは10年から15年ぐらい合併浄化槽については設備に関しては耐用年数があるかと思しますので、その耐用年数を考慮して、地域の方のお話を聞きながら、区域に入れるかどうかは検討していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） ちょっと今驚いたんですが、合併浄化槽は10年か15年しか使えないんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） これはあくまでも目安でありますので、メンテナンスをちゃんとしていただければ、20年、25年ももつかとは思いますが、これは目安で申しただけで、これはそのメンテナンス次第ではもっともつ可能性はあります。

○10番（田上 忍君） この見直しの件を今申ししたのは、今はどんどん住宅が増えていつている状況です。だから、今度そこに建てられる方、その土地を購入していかれる方については、結局合併浄化槽を入れて、それでお金を払わなければいけない。その後、例えば翌年に下水道が来たら、翌年にまたその下水道の工事代金を払わなければいけない。いろいろ経済的なものが出てくるので、その見直しの時期とか、下水道をいつ工事していくのかとか、これははっきり決まったらすぐに情報公開してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

工事につきましては、工事を始めるときには、皆さんにこれはお知らせすると思います。それから、今後のスケジュールにつきましては、この工事というものは1年で終わるものではありません。3地区合わせて5～6年はかかるようなスケジュールになりますので、始めるときにも、皆さんには逐次お知らせするとしていきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） もう1つ、今この浄光寺、小路、北木倉は設計がもう予算が執行され

ているということで、これを今さら下水道をここにはもう付けませんという選択肢はないと考えていいですね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

工事につきましては、現在のところ工事を進めていくというところで、予定をしております。

○10番（田上 忍君） ではもう1つ、なみきが丘と東禅寺、これも全体区域に入っているけれども、ここはまだ何もやっていないと。これについても、ずっと要するに宙ぶらりんですよ。全体区域に入っているから、もしここで家を建てようとしたら合併浄化槽の補助金は出ない。いつもずっと宙ぶらりん状態ですけど、これはいつまで続くのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

東禅寺地区、なみきが丘地区につきましては、北木倉、小路、浄光寺の後の整備計画となりますが、確かにかなりの年月が経っておりますので、今後、縮小という選択肢もないわけではありませぬので、これは問題を整理しながら、この下水道というのは御船町の下水道等整備基本構想に基づいて実施しておりますので、この見直しというのが今後行われますので、その中でも検討していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今検討ということでは言われました。こうやってずっと何年もというか、もうどれぐらいになるんですかね。ずっと進まない状況で、これから先も、とにかく今の3地区、設計が進んでいるところが進まない、次のなみきが丘、東禅寺に入ってこないと思うんです。それであれば、あと10年先ぐらいまではもしかしたら宙ぶらりんかもしれないですね。だったら、いったんやはり外してあげるべきじゃないかと思うんですよ。そうしないと、いつまでも合併浄化槽の補助金は出ないじゃないですか。いかがですかね、その辺は。

○環境保全課長（緒方良成君） 言われたとおりでありますので、これは見直しの中で、問題を整理して検討していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 良いほうへ検討を進めてほしいと思います。もし、可能であれば、全体区域に入っているけれども、合併浄化槽については補助金を出すよという選択肢はないのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） ここにつきましても、これまで補助金を出しておりませんでしたので、そういう補助金が、今の時点ではお答えはできませんけれども、これも検討し

ていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 検討という答えまでは言われましたが、本当に前向きに考えていってください。

下水道全体区域については終わりました、次、下水道が未整備というか、これからも下水道はもう引かないよというところで全体区域に入っていないところについては、町としてはどういう考えなのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

全体区域以外につきましては、これも御船町下水道等整備基本構想により新たに整備する区域、そして合併浄化槽で処理する区域が設定されております。今後、人口減少による使用料の減少、令和6年度から公営企業へ移行が予定されておりますので、経営面も考慮しながら、この下水道等の整備基本構想見直しを検討した上で、新たに入れるところ、そういうのを検討していきたいと。そのままでいいのか、合併浄化槽のままで進めていくのか、そこら辺をもう一度検討したいと考えております。

○10番（田上 忍君） よく結論がわからなかったのですが、合併浄化槽でいくということでもいいんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 現在のところ、区域外というのは合併処理浄化槽で処理をされております。そこを新たにまた下水道区域に入れた方がいいのか、それともそのまま合併浄化槽でいいのか、そこら辺を今後検討するということなんですが。基本的には、区域外というのは合併浄化槽で処理をすることとなります。

○10番（田上 忍君） それと単独浄化槽は、町としては推奨しないと。その点についても推奨しないということでもいいんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

単独浄化槽につきましては、この都市計画区域において、建築確認が必要なところにつきましては、これは合併浄化槽での設置が義務付けられておりますので、単独浄化槽というのは設置ができません。区域外につきましては、確認ができませんので、これは合併浄化槽を推進していくという形になります。

○10番（田上 忍君） 確認できるところは合併浄化槽を推進していくということでもいいんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

建築確認の申請が必要なところについては、これは義務付けになりますので、合併浄化槽の設置ということになります。

○10番（田上 忍君） 基本的な考え方は大体わかりました。それと、下水処理関係でお尋ねしますが、公民館とか、そういうところについては、やはりこれからは合併浄化槽を推進していくということではないんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、山間地域とか平坦地域にもよりますが、合併浄化槽につきましては、これは町として推進していくという方向性であります。

○10番（田上 忍君） そうしますと、今年度の予算の中で、御船町の介護予防拠点事業という中で、公民館の整備が、改修とかトイレ改修とか入っていますが、これについては、合併浄化槽を推奨するというではないんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

公民館の建設につきましても、平坦地区につきましては建築確認が出てきますので、平坦地区の都市計画区域については合併浄化槽が義務ということになります。先ほど言いましたように、山間地区においては、合併浄化槽ができないところは、これは申請が出ませんので、そこを義務付けというものではありませんので、これは推進していただくという形になります。

○10番（田上 忍君） 今ちょっと、推進していただくというのは、それは何に対する推進だったのですか。意味がよく、あっちこっち行ってわからなかったのですが。

○環境保全課長（緒方良成君） これは、先ほども言いましたように、確認というのが山間のほうではできませんので、設置が、合併浄化槽をされるのか、くみ取りというのもできないということではありませんので、実情にもよりますが、町として、合併浄化槽は設置してほしいんですけど、その実情に応じて、合併浄化槽以外についても、これは認めるというものではありませんが、設置については地域にお任せするとなります。

○10番（田上 忍君） 今回、介護予防拠点事業、これは850万円まですべて補助金で賄えると。補助金でトイレ改修なり何なりをやると。要は地区はお金を出していません。こういう工事に対して町は、じゃあくみ取りでもいいよという、そういう選択肢もいいんでしょうか。町長はどう思いますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

先ほども申し上げましたように、平坦地区についてはこれは義務付けですので、公民館につきましても、これは絶対設置はしていただかなければなりません。ただ、山間のほうでの公民館の建設につきましては、地域の実情もありますので、建設がこれで制限されるというものではないかと考えております。

○10番（田上 忍君） では、福祉課長、今計画はどのようになっていますか。

○福祉課長（西橋静香君） これまで設置したトイレの改修では、すべて合併浄化槽を設置しております。今年度工事予定のところでは、一部簡易水洗を希望されていましたが、それは維持管理費の問題で、設置は無料ですが、その後の管理が地区での管理になりますので、そのことを考えて簡易水洗という選択をされていましたが、そこも合併浄化槽に切替えを考えておられます。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。これからは合併浄化槽を町としては推進していくという考えを聞きました。ということは、やはりこういう公共施設等もそういうふうになっていくべきだろうと考えます。

では以上で終わりますして、もう1つ、先日の広報みふねの5月号で、町長の写真入りで可燃ごみ処理について熊本市と業務委託したよということで、出ていました。それに伴っていろんな方から問い合わせが来て、「うわあ、これで、じゃあ、私たちがごみ処理、今までしよったのはどぎゃんなっつですか」ということを聞きました。だから、今回あえてここに出させていただいたのです。

先ほどの答弁でいくと、今のところ影響はないよということではありますが、例えば今熊本市だと、持込みごみはキロ当たり15円、御船町は10円、その辺の差とかあります。そして、御船町であれば、今御船町で可燃ごみも何もかんも持っていけば、向こうで分別して、これは燃えるごみです、燃えないごみですとやってくれる。今度熊本市に持っていけば、その辺の何か変化とかもあるかと思うんです。あとまだいろいろ決まってないということでお聞きしました。この辺について、まず町民としてその不安というか、いつ頃から行くんだよと、まだはっきりわからないと思うのですが、いつ頃なんですよ。そして、今町長が言われたように影響はありませんとか、そういう広報をどこかに出してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

先ほど町長の答弁にありましたように、影響というのは今のところないということです。

今質問の中で、確かに熊本市と今の御船甲佐衛生施設組合の中でのごみの処理というのは、多少違っているところもありますので、その内容につきまして、覚書を締結したということで、これから内容につきまして細かく調整するということになってきます。

○10番（田上 忍君） ぜひ、町民の不安がないように、お知らせをお願いしたいと思います。
ここは、以上です。

続いて、最後の質問になります。粒麦・馬立地区の地区水道の陳情案件の進捗状況についてお伺いします。

○町長（藤木正幸君） 粒麦・馬立地区水道の陳情案件の進捗状況についてお答えを申し上げます。

粒麦地区、馬立地区における水道は、それぞれの地区水道組合員により運営・維持管理がなされております。しかしながら、平成30年12月議会において、粒麦地区、馬立・赤松地区における水道衛生環境の改善に向けての陳情が審議され、趣旨採択とすることが決定されました。現在、施設整備に対する補助の支援や維持管理を行う上での材料支給など、各水道の維持や環境改善について、それぞれの地区水道組合の代表者と協議を進めているところであります。

その他、個別質問については担当課長より答弁させます。

○10番（田上 忍君） この陳情の結果ですが、両地区への報告というのは、これは環境衛生課でされているのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この陳情案件につきましては、地元には説明しています。

○10番（田上 忍君） それで、どちらについても、今見る限りではあまり進んでないように思うんですが。今、ここはどんな状況にあるのでしょうか。地区からの何か提案を待っているのか、それとも環境保全課から何か出すのを向こうが待っているのか。この辺はどうなんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この整備につきましては、やはり地元で整備の内容というのをまとめていただいて、それをこちらに相談していただくと考えております。

○10番（田上 忍君） それを地区の方には伝えてあるのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） はい、これは伝えてはあります。

○10番（田上 忍君） 粒麦地区なんですけど、向こうから聞きますと、「いや、役場から何か提案されるのを待っているよ」ということを言われるんです。そういう意識の違いがあると思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

粒麦地区に関しましては、確かに維持管理につきましては、町でお願いできないだろうかという相談もありました。そして、施設に関しましてはポンプで異常があるのではないかということで、その点検、今後の更新につきまして相談もありました。

○10番（田上 忍君） いや、そういうことを聞いているのではなくて、向こうが何か提案してくるのか。だから、粒麦の方は、役場が何かこの陳情結果について何か提案してくると思われているんですよ。その辺ちょっと行き違いがあると思います。

これはまたちょっと置いておいて、先ほど、町長の、福本議員の答弁の中で、上水道地域も未整備地区も安定供給とありました。これについては、上水道は安定供給ということなののでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、上水道については安定供給ということになりますが、未整備地区に関しましては、その地域の水道の管理はできませんけれども、その把握はしていきたいということで、施設すべてを安定的に管理をするというものではありません。

○10番（田上 忍君） それでは、役場が安定供給するという事は、それは違うんじゃないんですかね。安定供給をしたいとさっき町長が言われたけれども、今課長の答弁を聞くと、いや、それは地区が管理しているから地区だよということを、そういうふうに言われているように思いますが。

もう1つ言われました。上水道の未整備地区については、未普及地区だったですかね、今度検討するとあったんですけども、この検討というのはどんなことを考えていくんですか。それといつまでこの検討をするのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 地区水道に関しましては、今後とも、整備につきましては、補助の範囲内で、これは支援をしていかなければならないとは考えております。それと併せて、これは他の町の事例ではありますが、管理につきまして、民間と地区水道で今、管理の委託等の契約をされているところもありますので、こういう管理に関しての補助等の整備も検討していきたいと考えておりますが、これは段階では検討ということになってお

ります。

○10番（田上 忍君） それをいつまで、どんなメンバーで検討するのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 時期については、いつまでというのはまだ決めてはおりませんが、これは要綱等の整備等も含めて、支援等については考えていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） これについて、先ほど町長が答弁されました。検討していくと。これはいつまでですか、だから、来年ですか、再来年ですか。

○町長（藤木正幸君） 検討という内容の中において、やはり私たち単独でできること。そして県と協議しなければいけないこと。そして国にお願いしなければいけないこと等あります。今、私も熊本県の水道関係、簡易水道関係で陳情等も行っております。できる限りのことを検討してまいりたいと思いますけれども、しかしながら、近々なところもあります。いち早く地域の皆さん方と話し合っ、結果が出るように行っていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） その中で、例えば以前、浅の藪とか大内とか、これは例えば大内だったら世帯数は10幾つだったのですかね。この世帯数で上水道を引かれているんですよ。そのとき幾らかかったのですかね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

このときの事業費というのは1億800万円であります。

○10番（田上 忍君） おそらく、上水道だけで補助金が出たんじゃないと思うんですけども、こういう何か補助金とか、いろんなところを今調べられていますか。

○町長（藤木正幸君） 御船に限ったことではなくて、熊本県全体で、やはり水道未給水地域においてお願いごとが上がっています。いろいろな形で農林水産省、厚生労働省、国土交通省と回っております。実際的にいって、いろいろな形もありますけれども、ないというのが現状であります。しかしながら、この大内地区にある、農水省が行っていただく、地域の中に牛小屋とか、豚を飼っていらっしゃるとか、農作物に関するそういった地域において、農水省が出すこの予算というのがあります。これだけが今可能性のある予算の1つであります。大内地区はその予算を使って、この1億800万円というお金を使って整備をされた。これは上水道というよりも、地域の中において農業者支援というところも入っております。

そういった形で、なかなか国として水道事業と簡易水道を統合したというところにもありますように、地域においての水道事業というのは、地域に任せると国は確実に動いております。その中において、やはり補助がないというのも多いところでもあります。ぜひとも、地域の現状を訴えていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） それでは、直接的なところで、この陳情案件の馬立と粒麦について、現状としてはどこまで進んでいるというか、今はどうなっている状態かというのを教えてくださいませんか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、馬立地区ですが、陳情後に水質検査を行いまして、飲料に問題ないことは確認されております。馬立地区はろ過施設の設置と新たな水源の確保の協議を進められておりますけれども、組合内で、以前ろ過施設につきまして上梅木地区の施設の視察も行われております。現在のところ、組合内での協議は進められておりますけど、現状は進んでいないというところでもあります。

それから、粒麦地区です。粒麦地区につきましても、水質検査を行いまして、飲用に問題ないことが確認されております。昨年、ポンプの電気代が高額になるということで更新を検討されましたが、それで町に相談があり、業者に点検を依頼されましたが、ポンプに異常はないとの結果でした。また、粒麦地区にはろ過施設がありますので、そのろ過施設の砂の資材については、定期的に町で支給はしております。

○10番（田上 忍君） 馬立も粒麦も同様なんですけれども、地域の住民の方と話し合いとかは持たれているのですか。今まで持たれているとしたら、何回ぐらいやっているのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

会議自体は、馬立地区は全体協議が2回、役員会が5回、粒麦地区につきましては2回の開催がされているということですが、いつ開催するというのは、こちらに報告がありませんので、こちらからは、出向いて参加したいという気持ちはあるんですけども、いつというのを通知されませんので、今のところは参加はしていません。

○10番（田上 忍君） では、この上水道について、馬立、赤松それから粒麦の方がどう思っているか、どのようにしてほしいという、その気持ちは理解されているのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

両地区につきましても、現在の状況ですかね、思いといえば、確かに町としては理解は

しているところです。

○10番（田上 忍君） では、粒麦の方はどういうふうに思われていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

粒麦の方に関しましては、施設というよりも、維持管理につきまして、町にお願いしたいという気持ちではないでしょうかとっております。

○10番（田上 忍君） まさにそうなんです。管理を町でお願いできないかと。さっき、町長の答弁の中でもありました。今後そういうことも考えていくよということであったのですが。この辺もっと住民の方と情報交換できないものでしょうか。町長はお出かけ行政ということで、いろいろなところに出かけて行って、住民の方の話を聞くよということをおっしゃっていますよね。まさにこういうことは、地元のところに行って聞いてほしいんですが、町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 先日も各課長に地元のほうに入っていました。その中で上がってきたものを今精査しているところであります。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、地域の合意形成というのが一番大事になってきています。地域には私も粒麦にも行きました、馬立にも行きました。赤松地区にも行ってまいりました。やはりその中で話されること、それがその地域によって合意したものに対して、私たちは動くということでもあります。一部の方と話をして動くということは、やはり私たちは避けたいと思います。その中において、やはり地元の方々が動いていただくということが最重要になってくると思います。その中において、意見をすい上げて、行動に移してまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） 私が知る限りでは、粒麦については意見はまとまっております。ぜひ、粒麦の方と、この上水道について、これからどう向こうが望んでいるのか、それを聞いてほしいと思うのですが、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） はい。お話をした上で、よい解決方法があるようにしていきたいと思っております。しかしながら、やはり水道と地区水道の違いはあります。地区水道の場合は地域でやはり管理していくというのが、これが基本になります。その中において、町ができること、そういったものを全面的に応援してまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） その辺は私もよくわかっています。上水道は町が全部やる。地区水道は地区の管理組合が中心だということ、それはわかっておりますけれども、さっき町長も

言われたでしょう。高齢化してどんどん人が少なくなっている。そして、例えば今回梅雨に入った途端大雨が降りました。そのときに、さっきも答弁がありましたよね。粒麦地区は濁り水ですよ。そういう水を飲めと言うんですかと。それはもうしようがないから、とにかくこれからどんどん動ける人は少なくなってくる。そうした場合にどうしたらいいか。やはり何か町がそこを手助けしてやらないと、今大雨が降って、ちょっとどこか崩れて、何か水道が出ないよ。誰か見に行くと。誰も行けない状態になってくるんですよ。そしたら、次はいつまでその水道事情を待たにやいかんかと。もう水がシャットアウトされているから、どうしますか。そこですよ。

ぜひ、町長、お出かけ行政と言われているから、この辺はしっかりやってほしいなと思います。

それとあと水質検査、検討するとありました。これはいつまで検討するのですか。そしていつ結論を出すのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、やはり水質というのは非常に重要な問題でありますので、早急に検討していきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） だから、早急というか、いつ頃までというのは、それは言えないんですか。例えば8月頃までには検討して結果を出しますよとか、12月までには出しますよとか。ごめんなさい、今年度いっぱい待ってちょうだいとか、その辺はわからないのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、予算というものが確立されておりませんので、これは予算を今後補正等を出して行って、対応していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今回の一般質問の中でも、一番よく出てきたのは検討します。そして、早急にとか、何か期限がよくわからんとですよ。だから、できれば予算とかそういうのが必要であれば、だったら今年度中には検討して来年度予算に入れますとか、最悪それは言えるではないですか。そういうことをぜひ答弁してほしいと思います。検討と言ったら、本当にするかどうかわからんでしょう。もう皆さん検討、検討と、それで逃げて行ってしまって、検討ということは何もせんことではないんですか。そんなふうを取れるときもありますので、ぜひ明確な、いついつまでにこんなことをやるよということを、これからは

答弁してもらえればありがたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで午後1時まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○2番（井藤はづき君） 議席番号2番、井藤はづきです。通告していただきましたとおり、再開した小中学校の運営についてと、小中学校の給食費支払方法について、一般質問を行います。

まず、再開した小中学校の運営についてです。全世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で町内の小中学校も長期間の休校を強いられました。ようやく6月から通常授業が再開されましたが、引き続き感染症対策を行うと同時に、今後感染拡大が再燃した場合に備えておく必要もあります。

また、長期間の休校によって心理面、体力面、学習面などあらゆる面で影響を受けた子どもたちをどうケアしていくのかということも課題です。

そこで、学校現場の取組みの状況、物資の確保をどうするか。新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応基準、子どもたちへのケアの方法などについて質問します。

なお、個別の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員の、1、再開した小中学校の運営について、お答えをいたします。

6月1日から学校を再開しました。再開に際し、手洗いを徹底すること。出入り口など児童生徒が頻繁に触る場所の消毒を行うこと。教育活動に当たり3密を避けるなどの対策を行っております。万が一感染が発生した場合は、熊本県教育委員会臨時休業等の基準や御船町の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに則り対応してまいりたいと思っております。

子どもたちにとっては、これからが新学期の始まりとなります。感染対策を行いながら、子どもたちが早く学校生活に慣れることができるよう、支援してまいりたいと思います。

その他、個別の質問については担当課長より答弁させます。

○2番(井藤はづき君) それでは、学校現場での感染症対策について詳しく説明をお願いします。

○学校教育課長(西本和美君) 児童生徒は登校前に自宅で検温を行い、発熱、咳、呼吸困難、倦怠感、頭痛、下痢など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合には、学校への登校を控えています。授業の前後には、石けんを使用した手洗いを励行し、お互いが近くなり過ぎないように気を付けながら感染防止を図っています。教室では、3密を避け、国・県のガイドラインに従い、児童生徒の距離をなるべく離すよう机、椅子を配置しています。また、給食の時間等も対面には座らず、一方向を向いて食べるなどの対策を行っています。

教職員も児童生徒もマスクを着用して授業を行います。特に低学年の児童は教職員の口元の動きが見えたほうが言葉が伝わりやすいため、簡易のフェイスシールドを使用したりしております。

○2番(井藤はづき君) それでは、3密の中の換気の部分と、また子どもたちが触る共有のものの消毒などはどうされているのでしょうか。

○学校教育課長(西本和美君) 現在換気は常に窓を開け、常時行っております。また、消毒については、毎日放課後に全教職員で出入り口やトイレの取っ手、水道のハンドルなど、共用で利用する部分について消毒を行っております。

○2番(井藤はづき君) それでは、その消毒を先生方で行っているということなんですけれども、そのことによって支障が出ているとか負担を感じられているということはないでしょうか。

○学校教育課長(西本和美君) 現在のところ、教職員が消毒について負担を感じている様子はありません。ただ、今後レベルが上がり、消毒の回数等が増えることも予想されますので、気を付けながら行っていきたいと思っております。

○2番(井藤はづき君) その消毒の回数を増やさなければならないような事態になった場合、どのような対策が考えられますか。

○学校教育課長(西本和美君) 現在学校と話しておりますのは、今全職員で対応している部分を、空いている職員等で時間を分けて担当するようなことは検討なされております。

○2番（井藤はづき君） 町で別に専門の人員を配置するなど、そういったことは考えられますか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在のところは考えておりません。感染の状況において、検討することが必要になるかもしれませんが、現在のところは考えておりません。

○2番（井藤はづき君） 先ほど、子どもたちが授業の前後に石けんを使った手洗いをしたりという対策をしていたり、また、消毒も行っているということだったんですけども、石けんや消毒液など対策に必要な物資をどのように確保していかれますか。

○学校教育課長（西本和美君） 基本的には、必要な物資は各学校で購入しています。アルコール消毒液については品薄のためなかなか手に入らない状態です。教育委員会で手に入る場合は購入し、学校へ届けております。現在は、石けんによる手洗いを中心に行い、人体以外の消毒には比較的手に入りやすい次亜塩素酸ナトリウム液を使用して安全対策を行っています。

なお、児童用の小さめのマスクについて、町民の皆様提供を呼び掛けましたところ、多くのマスクが届いています。各学校で有効に使用させていただいております。

○2番（井藤はづき君） では、そういった物資についてですけども、各学校に今在庫というのはどのくらいあるのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在は、手洗いは石けんとそれ以外の消毒は一般に漂白剤として使用されている次亜塩素酸ナトリウム液を利用しています。どちらも手に入りやすいものを利用しており、多くの在庫を抱えているわけではありません。

○2番（井藤はづき君） では、今後新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、どのような基準のもとで対応されますか。

○学校教育課長（西本和美君） 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、熊本県教育委員会が示す臨時休業等の基準及び現在準備中の御船町の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿って対応いたします。校内で児童生徒または教職員などに感染者が発生した場合には、当該校の全部、または一部の臨時休校を実施します。休校の期間は当該感染者が最後に登校、または出勤しましてから2週間となります。感染経路等がはっきりしている場合など、当該校の一部のみが臨時休校となる場合もありますので、保健所等の指示も仰ぎながら、判断をしていきます。

なお、児童生徒及び教職員の同居する家族が保健所から濃厚接触者に特定された場合や、

PCR検査を受けることが決定した場合、保健所から自宅待機を指示された場合には、当該児童生徒及び教職員も自宅待機となります。

○2番（井藤はづき君） 今、町のガイドラインは準備中というところだったと思うんですけども、あとどのくらいで策定できそうですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

ガイドラインにつきましては、平成26年4月に御船町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じまして、今作成して、あと最終的な案を今お渡ししているところです。

○2番（井藤はづき君） ではもう近々策定が完了するということでよろしいですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） はい、近々皆様方に御説明いたします。

○2番（井藤はづき君） では、コロナウイルス感染者がもし発生した場合についても、町全体の休校というのは、もう行わないという方針でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 基本的には当該校のみとなります。ただ、町全体または周辺の市町村で感染が拡大されているような状態には、また変更が出るかもしれません。

○2番（井藤はづき君） では、そういう状況になってしまった場合、その学校だけが休業期間が設けられるということになると思うんですけども、その場合の授業実数の調整などはどう考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在のところは、その期間を例えばほかの長期休業を短縮するような、そのような予定はありません。

○2番（井藤はづき君） そういった場合についても今の予定どおりの夏休みだとか、そういったそのまま行くということですね。はい。

では、休校によって子どもたちがどのような影響を受けていると今推測されていますか。

○学校教育課長（西本和美君） 長い間友達と会わずに過ごしており、また家庭において1人で過ごした児童生徒もおり、寂しさや不安など、心への影響が少なからずあると思います。また、屋外に出る機会も少なく体力的に低下している傾向にあると考えられますし、長期にわたった影響で授業そのものを重荷に感じている児童生徒もいると推測されます。

○2番（井藤はづき君） では、実際そのように休みがちになってしまった子どもとかは、今把握されていますか。

○学校教育課長（西本和美君） 学校再開後に行き渋りという報告が出ている児童生徒はいませんが、学校に全く来ないという報告は受けておりません。

- 2番（井藤はづき君） 行き渋りがあるということなんですけれども、それはやはり低学年に見られますか。
- 学校教育課長（西本和美君） 特に低学年というわけではなく、3、4年の児童にも、5、6年の児童にも若干見られております。
- 2番（井藤はづき君） そういう児童に対しては、学校の先生方でどのように対応されているのでしょうか。
- 学校教育課長（西本和美君） まず、担任が状況を確認し、養護教諭や教頭などチームリーダーとして児童生徒の様子を観察しながら、個人に寄り添っております。必要であれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、御家族とも相談しながら心のケアに当たるようにしております。
- 2番（井藤はづき君） 先日、私の知人の中に、熊本市で養護教諭をされている方がいらっしゃるんですけど、その方とのお話の中で、子どもたちが長期間休業だったことによって体が少しなまっていて、けがをよくすると。保健室に来る子が多くなっているということ聞いたんですが、そういう状況は、御船町でもありますか。
- 学校教育課長（西本和美君） 本町におきましては、けがをする子が増えたという報告は受けておりません。
- 2番（井藤はづき君） 先ほどから次の内容にも入っているんですけども、今後のケアについてどのように考えていらっしゃいますか。
- 学校教育課長（西本和美君） 焦らず計画的に徐々に元の状況に戻していくことが大切だと思っています。基本的な生活習慣、学習習慣を身につけさせるとともに、これまでの学習の学び直しや個々の体力や学習の遅れに配慮しつつ、慎重に進めてまいります。
- 2番（井藤はづき君） 学習の遅れということが世間でも少し話題になっていますけれども、それに対する先生方のプレッシャーがあつたりして、子どもたちやまた御家庭に負担がかつたりという心配はありますか。
- 学校教育課長（西本和美君） さきに町長が行政報告の中で報告しましたように、今年度は夏休みを短縮し授業時間を確保しています。授業時間の確保ができましたので、現在は急いで授業をする状況にはありません。教職員には、まず子どもたちの心に寄り添うことが大切だということを伝えております。現在、学校再開後子どもや保護者に過剰な負担がかかっているということはないと思われまます。

○2番（井藤はづき君） 今後未来塾のように、町の事業として放課後や休日を使った学力補てんというものは考えられていますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） 学びの機会の確保につきましては、御船中学校においては地域未来塾を7月上旬から実施という方向で考えております。また、放課後の小学校児童の学びのあり方については、放課後子ども教室あたりを通じて、何かしらの形で実施をできればと考えているところです。

○2番（井藤はづき君） 休業中の過ごし方にはやはり御家庭差というものがあって、それによっても学力の差がこれから顕著になってくる場合が考えられますので、町でもそちらの学力補てんだったり支援策を考えていっていただけるといいかなと思います。

また、学校が再開して2週間ほど経ったんですかね。それまではよかったんだけど、これから少しずつ出てくる影響というものも考えられると思います。そういった、これから先の子どもたちの様子の変化というのほどのように観察していかれるのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 先週子どもたちにアンケートを取っております。やはり休校前に思っていた不安と再開して学校に登校した後の不安というものは変わってきております。また、定期的に時期を見てアンケートを取り、子どもの様子を観察していきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 定期的にアンケートを取って調査されるということですので、すごく安心しました。全国的にもまだ新型コロナウイルスの感染状況というのは変動的で波があります。その波がいつ御船町にも押し寄せてくるかというのはわからない状況なので、教育現場がそういったものにできるだけ影響されないように、被害というか、そういうものが最小限に抑えられるように準備していただけたらなと思います。

では、次の項目に移ります。小中学校の給食費支払方法についての質問です。これまで、給食費支払方法について課題を指摘する声が多く聞かれています。現在七滝中央小学校以外の町内のほとんどの学校で採用されている町内の金融機関窓口での振込、またはPTA担当者による集金という支払方法を負担に感じている保護者は多くいらっしゃいます。そこで、現在の課題を町はどう認識しているのか。現在の支払方法を採用している理由、ほかの自治体での事例、そして今後の課題解決方法について質問します。

○教育長（本田恵典君） 井藤議員の質問の2、小中学校の給食費の支払方法について、お答えいたします。

給食費の支払方法につきましては、現在、各小中学校地域の実情に応じ、保護者による一括あるいは分割での振込という方法、PTA担当者の集金による方法、口座天引きによる方法を採用しております。かつて、すべての小中学校が自校式で給食を提供していたときは、学校での給食費収納を行っていましたが、現在は行っておりません。

また、給食費は私契約ですけれども、私契約に基づいて取り扱ってありまして、公的な税金等の支払いとは異なり、口座天引きによる方法につきましては、天引手数料が発生することとなり、その手数料は保護者負担ということになります。

こうしたそれぞれの支払方法のリスク、メリット・デメリット等を勘案しまして、今後の給食費の支払方法につきましては、給食センターが開設から3年経過していることも踏まえ、各学校のPTAの意見を十分お伺いしながら慎重に考えてまいります。

詳細につきましては、学校教育課長がお答えいたします。

○2番（井藤はづき君） では詳しく聞いていきたいと思えます。現在の課題を町はどのように認識しているかということについて、お尋ねします。

○学校教育課長（西本和美君） PTAによる個別の集金について、訪問先の保護者が不在でなかなか会うことができないということがあります。また、集金した後、金融機関が開店している間に窓口にて入金しなければならないため不便である、などという問い合わせをいただいております。これまで、相談のたびに学校給食センター及び学校やPTAと相談の上、何とか収納できているところです。

現在の支払方法は保護者に負担をかけている部分もありますが、収納率が高く、安定した食材の購入ができております。

○2番（井藤はづき君） では、なぜ現在の支払方法を採用しているのかについて、もう少し詳しくお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） 現在の支払方法は、学校給食センターが稼働する前の各学校の支払方法を引き継ぐ形で行っています。学校給食の支払方法については、学校給食センターが調理、配達している6校は、保護者による一括か分割での納入とPTA担当者の集金による納入方法があります。七滝中央小学校は個々の家が遠いとの理由で、学校統合時から保護者が手数料を負担して口座振替で集金を行っています。当時、各学校での収納も考えましたが、学校職員の事務軽減を図るため、学校給食センターに一括収納するほうがよいと判断し現在の方法となっています。

なお、現在の集金方法については、毎年学校給食センター運営委員会においてPTA及び学校長に説明し、了承をいただいております。

○2番（井藤はづき君） これまでもPTAによる集金について御相談があつていると思えますけれども、これまで引き続き採用されているというのはどういった理由があるのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） PTA担当者による集金では対面でやり取りをするため、収納率が上がります。現在は月遅れ等で支払いをされる方がいらっしゃるため、月ごとの収納率は99.5%ほどですが、最終的にはすべての方がお支払いをされている状況です。

○2番（井藤はづき君） それでは、ほかの自治体ではどのような方法で集金をされているのか、教えてください。

○学校教育課長（西本和美君） 上益城郡内の学校給食の支払方法は、嘉島町と甲佐町が本町と同じ方法を取っています。益城町は各学校がそれぞれ集金し、学校単位で収納したものを学校給食センターに振り込むという方法を取っています。山都町は自校式で給食を提供しており、各学校それぞれがPTA担当者による集金や、保護者が手数料を負担し、口座振替で支払う等の支払方法を採用しています。

○2番（井藤はづき君） 今、上益城郡内の例を挙げていただいたんですけども、それ以外の場所ではどういった方法が用いられているのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） その他の市町村の支払方法については、納付書で納入する方法や振り込む方法のほかに、口座振替を行っている自治体もあり、さまざまです。また、収納の事務についても、各学校単位で行っている場合や自治体で行っている場合など、さまざまとなっています。

○2番（井藤はづき君） 今、納付書による振込だったり口座振替だったりという話もあつたんですけども、それらを例えば御船町で導入するとなつた場合の課題はあるのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在も納付書による振込を行っております。口座振替については、さきに教育長が申しましたとおり、手数料が保護者負担になるということ。また口座振替を行うためには、保護者から提出のあつた口座情報や金額等をデータとしてまとめ、金融機関へ振込依頼をする必要があり、事務負担というものは増えるということになります。

○2番（井藤はづき君） 先ほど、PTAによる集金はなぜというところで、収納率がとてもいいからということだったんですけれども、もし未納があった場合は今どう対応されているのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在、最終的に未納になりました給食費につきましては、保護者からの申出に従って、児童手当から先にいただき、児童手当を支給しております。

○2番（井藤はづき君） それでしたら、児童手当からの天引申出徴収を最初から選択肢の1つにするということはいくつかできないのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 児童手当の趣旨は、次の世代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。学校給食費への支払いに充てるために支給されているわけではありませんので、できる限り目的に沿ったものにしたいと考えています。

また、児童手当を受給している人が申し出れば、学校給食費などを差し引いて児童手当を支給することができますが、それは学校給食費のほか、保育所の保育料や学童クラブの利用料、学校の学級費など、その他のものも申出によって引くことができるようになっております。仮に、学校給食費を常に児童手当から先に差し引いた場合、ほかの支払いが滞った場合など、支払いが難しくなる場合も考えられます。

○2番（井藤はづき君） では、そういった場合のために児童手当は残しておきたいということですね。わかりました。

では、今後この給食費納入に関する課題について、どのように解決をしていかれますか。

○学校教育課長（西本和美君） これまでもPTAの総意によって給食費の集金のあり方を決定してまいりました。今後も、各学校のPTA役員と話し合いを持ちながら解決策を考えてまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） PTAによる集金以外の方法のみで徴収をするということは可能なのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在、学校給食を提供しておりますのが総勢1,400人ほどとなります。そのうちの半数に当たる方が一括でお金を納めていただいているような状況です。今の状況であれば、各個人が納付書を使って、またはそれぞれの口座から給食センターにお振り込みいただく方法で収納することは可能です。ですので、もし今の体制でPTA担当者による集金をなくす方法としては、各保護者が金融機関の窓口で納付書で納めていただくか、もしくは各保護者がそれぞれ保護者から給食センターあてに送金またはお振り込

みをいただくという方法であれば、収納が可能な状況となっています。

○2番（井藤はづき君） 納付書による窓口での振込というのは、手数料がないんですよね。金融機関の窓口では営業時間内に行けないからということではできないという御家庭でも、手数料を払った上での送金による振込はできるということではよろしいでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 議員がおっしゃるとおりです。

○2番（井藤はづき君） では、そういった方法をPTAとの会議の場で提案していただいて、こういった形が、その学校にとって一番いいのかということをご相談していただきたいと思うんですけれども、その会議というのはいつ頃されるんですか。

○学校教育課長（西本和美君） 学校給食センターの運営会議は年に2回行っております。本年度は新型コロナウイルス感染予防のため、本来5月に実施しております運営会議ができておりません。これから、6月中に会議を行う予定ですので、早速PTA役員の皆さん、学校長もまいりますので、学校長にもお知らせをしたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 6月中ということで、早速提案していただけるということで、その先の報告を楽しみにしたいと思います。PTAを通して、保護者の方々の思いをしっかりと聞いていただいて、保護者の負担ができるだけ少ない、子育てのしやすい御船町の環境を作っていただければと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。それでは13時50分まで休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時37分 休 憩

午後1時50分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 議席ナンバー6番、増田安至です。ただ今より一般質問をいたします。

平時には見えなかったもの、有事に見えること、つまりそれは災害の発生時です。御船町は4年前に熊本地震を経験し多くのことを学びました。本年2月中旬に全世界に広がっ

たCOVID-19コロナウイルスは今も世界中を苦しめ続けております。我が国では2月の下旬から順次公の行事を縮小し、または中止しました。4月7日からは政府の緊急事態宣言があり、ようやく6月に入り解除されたところです。現在もコロナ対策は続いており、非常に心配な状況が続いております。このたび全世界に数十万の人が亡くなられたところに、心からお悔やみを申し上げます。今後、収束に向かっていけばと願っております。

ところで、平成30年4月に、御船町では総合防災マップというものを策定しております。そこで、初めに総合防災マップが住民たちに十分理解されて、十分機能しているのかについて質問をしたいと思います。

さらに町の社会インフラ整備をめぐるのは、維持管理、更新費の増大というものが非常に気になる場所ですので、その点について質問していきたいと思っております。

個別の質問は質問席より行っていきます。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の1、御船町の防災意識を問うについてお答えいたします。

まず、御船町の防災体制についてお答えいたします。本町の防災体制につきましては、御船町地域防災計画に示しておりますとおり、3つの基本方針に基づき防災施策を実施しています。1つ目が災害に強いまちづくりの整備、2つ目が実行性のある災害応急体制の強化、3つ目が生活再建と復興に向けたトータルケアであります。

そのような中で、町民の皆様に災害に関する情報を提供し、事前の備えに役立てていただくために、平成30年4月に御船町総合防災マップを策定し、全世帯に配布をいたしました。策定した当初から出前講座や地域での訓練などで周知していますので、ある程度防災マップの活用が定着してきたと考えています。指定緊急避難所及び指定避難所については、地域の特性や避難者数、町の施設であるかなどを総合的に勘案して指定しています。

また、去年は総合防災訓練を実施し、各地域にも御参加いただきました。各地域で行っていただいた訓練は、地域の自主性を尊重し、できる内容での訓練をお願いしたところがあります。災害についても、災害はいつでもどこでも起こり得ます。常日頃から災害に備え準備をしておくことはとても重要であります。国も自らの命は自ら守るということを示しておりますとおり、まずは御自身や御家族でできることをやっていただき、次に地域でできることは地域でやっていただき、さらなる支援が必要な場合は行政といった優先順位をすみ分け行うことがとても重要と考えております。

その他、個別の質問については担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） 防災マップはこういう代物です。かなり大きいです、重量感のあるものです。地域防災マップの活用というものが、実際その地域で定着しているかどうか。執行部の認識をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この地域防災マップにつきましては、平成30年4月に各世帯に配布したということで、各御家庭におかれましては御活用いただいているものと思っております。また、地域での活用ということで御質問がありました。先ほど町長の答弁にありましており、出前講座等を開きながら周知を図っているというところで、地域においてもある程度は定着をしてくているのかなと思っております。

○6番（増田安至君） 出前講座に行ったということなんですけれども、出前講座に何カ所ぐらい行かれて、どんな意見が上がってきているか教えてもらえますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

出前講座につきましては、平成30年度には5カ所の地区で開催をしております。八勢地区、中辺田見地区、小川野地区、上田代地区、西木倉地区で開いております。また平成元年度につきましては2カ所ということで、ここは二丁目、川内田地区で開いております。そのほか、区長会の定例会や民生委員会定例会などにおいても説明はしているところであります。

その中で、特に意見があるということにつきましては、特に避難関係、また避難所に関する意見等が出ているかと思っております。

○6番（増田安至君） 今課長が言われたように、総合マップ、自分も読んで保存版なので家にきちんと置いているんですけど、なかなか読んで性質上、地震、洪水、土砂災害等々随分濃厚な内容になっています。広範なことを書くがために逆に重くなって見にくいというものもあるんですけど、この中で読みとれるものが住民の役割だったり、住民に求められるものというのがイントロダクションのこの辺、1ページ、2ページ目かなというところで見られるんですけど、字がちょっと小さいというのもありまして、この辺不明確な部分も多くあるんですけど、その点はいかがお考えですか。

○総務課長（藤野浩之君） この防災総合マップにつきましては、各御家庭で御覧いただくということになります。まず、御自宅や職場がどこにあるのかというのを確認をしていただく必要があるかと思っております。そこが安全な場所なのかをまず確認していただきたいとい

う思いで作成をしております。

その中で、御自宅や職場が危険な場所にある場合はどこに避難をすれば安全なのか。万が一の災害の避難所はどこにするのかなどを検討してほしいという思いで作成しております。特に避難所の関係ですけれども、避難する場所まで実際に歩いて安全性や到達時間などを事前にその辺を調査していただければという思いもあります。

そして、防災マップの1ページ目に、一番重要であります、日頃の備えということで1ページ目に記載をしておりますので、まずはそのあたりを各御家庭で再度確認をしていただければという思いです。

○6番（増田安至君）　ということは、誰が、区長が、住民がというよりも、一個人個人が認識の上、これをじっくり見て、日頃の備えとしてどこに避難するかを考えとってくださいというのが狙いということで理解しとけばいいですね。

防災マップが、4～5ページ開いたら、実際に避難の場所が具体的に、10ページに示してあります。実際に非常に見やすい御船町の大きい版に、どこに避難しなさい、どこに避難しなさいという避難所の場所です。私は滝尾なので、滝尾の公民館とかいうのが一目瞭然でわかるようにはなっています。実際、この避難所の妥当性について、何か意見とか上がってきたものはありますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

まず、避難所の指定でありますけれども、この指定避難所につきましては、町の地域防災計画によりまして指定をしているところであります。先ほど町長から答弁がありましたとおり、この避難所の指定につきましては、地域の特性や避難される数、または公共施設の状況、またはそれに対応する職員の数などを総合的に勘案して指定をしているところであります。今指定している避難所が完璧であるとは思っておりませんが、総合的に判断して、現在の避難場所を防災会議や議会等にも提案をさせていただいていると、そして御審議をいただいているというところであります。

○6番（増田安至君）　それで、この9ページ、10ページを見るに、今回の4年前に起きた地震のときの、ここは16番、小坂小学校と書いてあるんです。この断層の上ぐらいというか、ちょうど一番ひどかったところを書いてあるのもちょっと悔しかったし残念だったんですけれども、避難場所が公民館では無理という地区の方もいらっしゃるんです。そういった場合、そういう声を聞いているときに、御船町が何人ぐらい収容を予定して、そこは収容

が可能かどうかをある程度シミュレートして選ばれているのかなと思うんですけど、町の準備は十分にできているかどうかはいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町の指定避難所につきましては、収容人数は把握をしております。ただ、地域での公民館であったり集会所につきましては、すべてにおいて収容人数を町で把握しているということではありませんので、その辺はまだ不明な部分もあります。

○6番（増田安至君） なかなかこういう時代だからこそ大変な作業になりますもんね。御船町は広いだけに、なかなか災害が起きるのを想定してつかんでいくというのは大変かなとつくづく思います。実際に区長から、その使えない避難所等も言われたことに関して、避難するのに時間がかかるということ。そして逆に避難しに行くために災害に遭ってしまうという場所が私の地元にも幾つかありまして、実状に応じた避難場所を選定すべきではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられること、十分その辺は私たちもわかるところであります。町としましても、今ある施設を最大限に活用しているところでありますが、なかなか十分とは言えないと思っております。そのような中で、今置かれた現状で、どのように災害に対処するのが重要になってくるのかと思います。

また、避難とは難を避けるということでもありますので、自宅での安全が確保できる場合は必ずしも避難所に行く必要はないのではないかとことも思っております。また近くに安全な御親戚や知人のお宅に身を寄せることができれば、それも立派な1つの避難になるのかなと思っております。避難所まで時間がかかる。避難路が危ないということであれば、近くの御親戚や知人宅に避難することも検討の中の1つとして考えていただければということでもあります。

○6番（増田安至君） 町から指定した避難所ばかりではなく、自分の家であったりその周辺であったりも検討要員に入れて、しっかり避難場所を想定しておくといいということですね。

そういう住民がいらっしゃる場合に、どうしたら住民が納得した避難場所になるかというのを考えていかんといかんわけですけども、先日熊日新聞に出ていました避難所の状況ということで、6月8日付けです。先週の月曜日ですかね。ハザードマップは作りまし

た。作ったんだけど、国にも上がっているみたいですが、避難所の再建等が求められているということで、これに関してはまた予算を組んで国も対応していくみたいなことを書いてありますので、ぜひ、これはヒントになるかどうかはわかりませんが、今回のコロナウイルスを引き合いに出せば、旅館やホテルで住民を受け入れてもらえるよう、平時から準備すべきであるということも書いてあるので、よろしくお願いします。

そういったとき、住民が納得できる避難場所にするためには、何かお考えでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

恐らくすべての住民の方が納得いく避難場所というのは大変厳しい、難しい課題であると思います。繰り返しになりますが、やはり自らの命は自ら守ると、また地域の命は地域で守るという意識、これを持っていただくということで、各地域でその避難場所を考えることが重要になるかと思えます。それが納得いく避難所となるのかと思えます。

○6番（増田安至君） 防災訓練も行われたということで先ほど伺ったのですが、その防災訓練は何を想定して何を訓練するか。地域での訓練に一定の指針などが執行部から示されたのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

昨年行いました町の総合防災訓練では、災害の種類や規模の想定を各地域にお示しをし、それに基づいて各地域で訓練をしていただきました。昨年は地震災害ということで、熊本地震相当の災害が起きたという想定の下に訓練をしていただきました。その訓練の内容につきましては、緊急連絡や安否確認など5項目をお示しをし、各地域の自主性を尊重し、その中でできる内容での訓練をお願いしたということになります。

したがって、訓練の指針につきましては、特に策定はしておりませんが、訓練の実施要領については策定しておりますので、その中で訓練を行っていただいたということになります。

○6番（増田安至君） 実施要項については策定していて、指針等に関しては示していないということですが、実際に5項目、緊急連絡や安否確認などの5項目というものは、どんな項目で、そして訓練の指針とかが先ほど出たんですけど、具体的にどういうことなのかを説明していただけますか。

○総務課長（藤野浩之君） 訓練をお願いした内容といいますのが、まず1点目が避難訓練であります。それと2点目が安否の確認、3点目が避難経路の確認、4点目が緊急連絡の確

認になります。そして5点目として炊き出し訓練を行っております。この5項目を一応お示しをしております。そのほか各地域でできるものがあれば、独自に計画を立てていってくださいということをお願いをしております。

この指針につきましては、各地域でまず考えていただきたいという思いで、特に指針は設けておりませんので、訓練の実施要領を各地域にお示しをして訓練に臨んでいただいたという結果になります。

○6番（増田安至君） そういった中、訓練で具体的な課題というのは、何か各地域から上がってきましたでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この総合防災訓練につきましては83の自主防災組織があります。そのうち前年度参加いただいた組織は18の組織ということで参加いただきました。町の課題としましては、まず参加組織が少なかったと、第1回目であるということでもありますが、少なかったということで、これはやはり訓練の重要性を各組織に十分理解していただけなかったということが原因かと考えられます。これにつきましては、町としても今反省をしているところであります。今後、参加していただくような取り組みも必要かと思えます。

また、地域からの課題としまして、訓練を実施された幾つかの地域の方とお話をすることができました。その中で、地域の中で言われたこと、これは代表者の方ですけれども、やはり訓練はしたけれども、参加者が少なかったといった反省点がありました。その中で、やはり住民の方が言われるのは、「私は被害に遭わないから」という形でちょっと楽観的な考えの方もおられるということがありました。それとやはり、共助の気持ち、その辺が少なく、どうかなということに参加されなかったのではないかとといった意見が、訓練をされた代表者の方からの意見として伺ったところであります。

○6番（増田安至君） もう少し各地域がモチベーションを持ってきちんと対応していけるようにしたいものですね。ある地域では、災害時の訓練を行いますと、どこに、何時頃集まってくださいとアナウンスが流れまして、町から事前に配布してあったベストというか、あったんで、それにマジックで救護班とか誘導班なんていろいろ名前を入れて、もう本当、その瞬間に配って渡された。さあ、どうしましょう、集まったのは、というところで、これからどうしようかという状態になっただけなんですけれども、そういった場合、その後の対応について、どう執行部は考えられますか。各地域のね。

○総務課長（藤野浩之君） この訓練につきましては、各地域の自主性あたりを尊重したというところがあります。それで、各地域で考えられた訓練を実施していただいたということですので、訓練がどれが正解でどれが誤りというものはないかと思います。まずやはり自分たちで考え、訓練を積み重ねることで、これは少しずつ改善をされていくものだと思います。そのための支援としましては、町担当課としても積極的に今後も支援を行っていきたいと考えています。

○6番（増田安至君） 各地域の自主性に任せて、それぞれ考えてほしいというものすごくこっち側の意図はあるんですけども、なかなか地元というか、地区地区ではそこまで至ってなかったというのも事実みたいであると思います。

その防災訓練と称して、町民が地区でせっかく集まるので、その指針はないという話だったのですが、どうせならそのマニュアルなり何なり、今後検討はいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

東日本大震災を教訓に平成25年に災害対策基本法が改正をされております。自助及び共助に関する規定がその中で追加をされております。追加された中で地区防災計画制度、これが新たに制度化されたということになります。これは地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から定められたものでありまして、市町村内の一定の地区の居住者が行う自発的な防災活動というのを定めるものでありまして、それが地区防災計画となります。

本町ではまだその地区防災計画を策定している地域はありませんので、今年度モデル地区を選定いたしまして、一緒に策定していきたいと考えております。この地区防災計画が今議員がまさにおっしゃったとおり対応マニュアルになっていくのかなと思っております。

○6番（増田安至君） 各コミュニティ単位での地区防災計画ということになると85ぐらいです。もっと大きくなるかもしれんし、かなり繊細な計画がまさに必要になってくるということだと思います。

地区防災計画が東日本大震災をきっかけにスタートして、本当に御船町も熊本地震をきっかけにこういうものができ上がり、そして今回コロナウイルスという流れになってきたので、今年、このコミュニティ単位での地区防災計画というのが必ずできることを期待しております。地域住民にも指導のほううまくいけるように願っております。

そこで、今度は区長が防災の訓練のときに、防災無線のボックスを開けて、中にどうい

うあれがあるのかわかりませんが、そのボックスを開こうとしたときに、ゴムパッキンが非常に接着していて、ボックスが開かなかったということなども伺っております。防水の目的でわざとそういうことの構造になっているんでしょうけど、その点はいかがですか。聞かれていますか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、報告は上がっております。御指摘ありがとうございます。

確かに防災行政無線のボックスのパッキンがすり付いて、開けるのに力が要ということが言われております。これは、やはり雨に弱い機器類を守るために、パッキンが施してあるということで、高齢者の方にとっては開けにくいということでもありますので、この辺につきましては何か工夫をしていきたいと思っております。

○6番（増田安至君） ぜひ工夫していただきたいなど。力のある人もない人もすぐ開けられるようにお願いします。

あと、災害時の対応マニュアルというものは必要と思うんですけども、そのとき避難しますと。そのときに以前質問があったかもしれませんが、準備品が必要なんじゃないかということも話に挙がっています。ある住民の方が集まって、「何を対応するの。じゃあ誰が何の役目、そして体温計は、血圧計は、何にもないわよ」というところからスタートした地区の防災訓練だったです。救助班は救い出す人、誘導班は不自由な住民を安全な場所に誘導すること。そして現場ではさまざまな指摘が上がっていた中で、今後総務課ではこの現状をどのように把握して、どのように指導なり、先ほどの計画に活かされていきますか。

○総務課長（藤野浩之君） 訓練を行った後、地域の方からこういった意見等はお伺いしております。これは、これから地区防災計画を策定していく上で、地域の中でそのような意見が出るということは大変重要なこと、よいことではないのかなと思っております。集まって、何を対応するのか、誰が何の役割を担うのか、また体温計や血圧計などの備品は何が必要なのか。また非常用グッズについては何が必要かなど、さまざまな意見を出し合って、自らの地区の自らの地区防災計画にそういうものを盛り込んでいただければ、災害に強い地域になっていくのかなということも思っております。

○6番（増田安至君） 最後に、地域の役割について質問したいんですけども。防災に係る地域の問題は、非常に複雑多岐にわたって、民と公のすみ分けをもっと踏み込んで行ったほうがいだろうと思慮するところでもあります。執行部が思っている以上に地域は不安

な状況です。高齢化が進めば進むほどです、誰が助けに来るかとかも含めてです。事情は非常に執行部が思っているものと地域、特に中山間地域のほうですけど。そういう乖離が見られる中、町長のキャッチフレーズであるお伺い行政ということで、今年は6月7日に早速スタートしたわけですけど、執行部の意気込みといったものを聞かせていただけますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、自発的な防災活動として地区防災計画の制度ができております。この自発的というのが重要な部分であって、自ら思い立って策定していくものとなります。しかしながら先ほども申しましたとおり、これまで御船町においてこの計画を策定している地区はありません。このことにつきましては、私たち行政もしっかり反省をしなければならないのかなと思っております。

また、平成28年の熊本地震において、自助、共助、公助、この三者がうまくかみ合わないで大規模な広域災害後の災害対策がうまく働かないということを私たちは認識をしたところであります。この自主防災組織にとって、この地区防災計画が災害対応にとっても重要なものであるとは考えております。

このことを踏まえ、今年度につきましては、地区防災力の向上を図っていきたいと考えております。まず、数地区をモデル地区と選定して、地区防災計画策定の支援を行っていくということになるかと思えます。また、選定した以外でも、我々の地区も策定したいという声があれば、ぜひそこは直接お伺いして、支援をしていきたいと考えております。

また、今年度は地区の防災リーダーになり得る防災士の育成も計画をしております。防災士につきましては、講習と試験がありますが、50人を目標として防災士を誕生させていきたいということで、執行部としては考えております。

○6番（増田安至君） 平成25年に改正された案で、今、平成28年にちょっと遅れたというのは認めてもらったので、ぜひ御船町自発的に作成させる促しをもって、地域での防災意識をさらに高めてほしいなど、マスクがなかったらマスクを用意しなさいではなくて、マスクは自分たちで持っているというぐらいまで高めていただけたら一番いいなど。そういう地区の活性化につながるように、執行部もよろしく願います。あと、防災士が50人生まれることも楽しみにしています。

そういった中、2つ目の社会インフラの資産の維持管理ということで2点ほど質問した

と思います。人口が減少すれば、社会インフラの利用頻度が低下し、当該インフラ整備の費用対効果が悪化します。産業構造の変化や技術の変化によって必要となる社会インフラの内容、質そして量も変化していきます。

御船町は1万7,000ちょっとで、100億円に届かないぐらいが日頃の一般財源と。甲佐町は、益城町はとそれぞれありますけれども、そういった中、恐竜オブジェに関しての建て増したはいいと、その後の維持管理、そして町道の維持管理と、この2点質問をしたいと思います。

まず社会インフラの中で、特に恐竜オブジェについての、対応とメンテナンスというものは、町でどう考えられていますか。

○町長（藤木正幸君） 社会インフラ資産の維持管理について、お答えをさせていただきたいと思います。

経済活動を支える基盤として社会インフラ資産は重要な役割を果たしております。町の資産としては、建物系や土木系、そして公共施設並びに上下水道施設などのインフラ施設が挙げられております。これまで整備してきた施設などが、時間の経過とともに徐々に老朽化しており、安全性や機能性確保に要する費用は大きなものになると予想されております。これらのインフラ資産の維持管理については、厳しい財政状況が続く中、長期的な視点を持った施設ごとの長寿命化計画の策定をし、適切な維持管理を行い、財政負担を軽減、平準化を目指してまいりたいと思います。

具体的には、平成29年3月に御船町公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画の方針に沿い、長寿命化に取り組み、施設で安全で長期に使用できるよう努めてまいりたいと思っております。

その他、個別質問については担当課長より説明をさせます。

○6番（増田安至君） これまで、御船町としてはメンテナンス、その対応といったものは何かされてきましたか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど増田議員から、恐竜オブジェということで御指摘がありましたので、恐竜オブジェのメンテナンスについて御説明をさせていただきます。都市再生整備事業を活用して恐竜博物館や恐竜オブジェの整備をしております。御質問の恐竜オブジェ等のメンテナンスに係る費用は、これまで修復等を行っておりませんので、費用が現在のところはかかっておりません。恐竜博物館前のモニュメントにおいては、旧博物館か

らの移設時にメンテナンスを行って現在に至っているという状況にあります。

○6番（増田安至君） これまで行ってはないというところですね。道路に各恐竜オブジェというのが幾つか置いてあって、恐竜のインパクトを与えているんですけども、何カ所ぐらい設置されておって、今後どれくらい維持費がかかるなというのは考えられていますか。

○建設課長（野口壮一君） 平成24年度の役場前のシンボルロードの開通と同時に、御船らしさをアピールするために、シンボル性の高い恐竜モニュメントが4体、それから化石のモニュメントを12基、それからふねまるのモニュメントを2体など多種類にわたって造っております。維持については、1回、マインの前のモニュメントが壊されるという事例がありました。そのときに補修を行った経緯があります。ほかのモニュメントについては、いずれもまだ当時のままということで、まだ本体に損傷や事故もなく過ぎてきているので、特別な管理を行ってきたという、できてなかったというのも事実であります。

○6番（増田安至君） メンテナンスは目に見えないもので、もし事故が起こってからではなかなか遅いのかなと思っています。なかなか財政事情も厳しい中、そういう対応を、今後建設課なり担当の課でされていくと思うんですけども、劣化していった場合の危険性を考えれば、予算化して次年度以降やっていくべきだと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 設置されているモニュメントはよく子どもたちが手で触れたりして楽しんでおられます。材質がFRP製のモニュメントということで、表面に劣化等が出てくれば、ひび割れが生じると想定されます。子どもたちが触っているときにけがあたりを回避できないということが懸念されております。財政事業が厳しい中で、まずは専門の業者に点検調査を依頼することを考えております。補修等が必要であれば見積りをお願いし、まずは補修額の把握に努めていきたいということにしております。

○6番（増田安至君） ぜひ、順次予算に入れていけるように頑張ってくださいなと思います。恐竜とコストコ、恐竜と町内回遊、そして恐竜とまちのにぎわいというものがどんどん盛んになっていく相乗効果を期待している者として、「御船町はいつも元気ですね」というのは、隣の町から1回言われたこともあります。そう頑張りたいんですけども、執行部としてはどうですか。何か取り組みは今後考えられていますか。

○建設課長（野口壮一君） 今も説明しましたように、いろいろなモニュメントを設置したりして、恐竜の郷御船町として、来町者の人に満足をしていただけるというようなものであ

りますが、行政ばかりで取り組むのにも限界があります。官民連携が行われ、横断的な取り組みを行って、御船町へのリピーターを増やしていくという取り組みが必要だと考えております。

○6番（増田安至君） ぜひ、今日先ほど見せた熊日新聞にも、ぜひ商工会も巻き込んでなんという言葉があるように、地域の防災も含めて、いろいろな形で行政ばかりに頼っていてもなかなかこう、官民挙げての盛り上がりによっていけばいいなと思っています。

次は、生産の基盤となる町道について質問します。よく区長から町道の維持管理についてよく上がってくるんですけども、道路本体とほかに維持していくものというのは何かありますか。

○建設課長（野口壮一君） 町道の維持管理として、道路の本体と街灯、植樹帯、規制看板などの道路付属物への維持管理が必要となっております。

○6番（増田安至君） そんな中、道路の維持管理というのは十分にできていると思われていますか。

○建設課長（野口壮一君） 担当として、建設課の維持管理で対応しているところなんです、1つの路線を2カ月に1回道路パトロールができるようにシフトを組んで対応をしております。路面の陥没等があれば随時簡易補修材で対応を行っております。危険な場所がある場合には看板、それから必要な箇所には路肩注意などのポールなどを設置して対応を行っているというような状態です。

○6番（増田安至君） 先ほどの恐竜オブジェ同様、メンテナンスには非常にお金がかかっていくわけですけども、今後も維持管理というのは更新費にやはりお金がかかっていくと思うんですけども、建設課として今後の計画とかはございますか。

○建設課長（野口壮一君） 熊本地震震災以降、町道の整備には多くの要望が寄せられて、災害復旧工事で被災した道路の復旧を行っております。しかし、それ以外に町道で舗装の路面が経年劣化により道路状態が悪い箇所はほかにも見受けられます。毎年、道路の維持補修予算を要求して、安全・安心な通行ができるように対応を行っていきます。

○6番（増田安至君） 本当、道路はどこの地区もそうですけれども、ものすごい要望があるのも事実です。どうにもできないので町道に格上げしてくれとか、そういうのもいっぱい見受けられるし、そういう対応がこれから増えてくるのかなと思うとぞっとするぐらい予算がまた要るのかなと思っています。

なかなか町がすべてを管理していくというのは町道の場合は難しいということで、町はこれまで町道とかの管理をどのようにされてきたのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員が御指摘のように、町道の管理にはとても費用がかかるということで、町道の維持管理に係る除草作業や道路内に張り出した樹木の枝の撤去等については、区長をはじめ地域住民の皆様に御協力をいただいております。地域での維持管理の活動に対して、町道管理報償金、原材料支給、それから重機借上の支援などを行って協力をいただいているところでもあります。

今後、どうしても地域での維持管理活動が困難な作業については、町で作業を実施していくという考えでおります。

○6番（増田安至君） 報償金とか原材料を支給して、重機等の借上げにオペレーターも出して人件費等も負担しながらということでやられていると思うんですけども、ある区のところでは聞いたのが、区長は2年置きに交代する。内容を十分理解しないままに就任されたりとか、その業務がわからないままにやっていくというのものもあるらしくて、道路の維持管理について、実際どんなことまでやったらいいよとか、そういうマニュアルがあったらいいなと思って話を聞いたこともあるんですけども、その辺はいかがですか。

○建設課長（野口壮一君） あくまでも地域活動による町道の維持管理ということで、町で特段町道の維持管理に限ったマニュアルという整備は行っておりません。しかし、先ほどの災害時と一緒にですけど、地域での共助心によって、どう地域でやっていくかというのは地域でその辺を考えていただいて、それに対して町が援助していくという体制で進めたいと思っております。

○6番（増田安至君） できるだけ地域のことは地域でやりたいなというのもあるんですけど、なかなか平均年齢が上がってきたので大変というのもあって、なかなか大変かなというところなんです。

実際、マニュアルというのは区長の仕事のことで、複雑多様化している区長について、最近高齢化が進んでいるということで、なかなか難しいのが1つと、例えばさっき言われた維持管理課とか、何々課というのも区長によってはわかりづらいというところもあるので、できればワンストップで窓口を一本化できないかという話も聞いているんですけど、その辺はいかがでしょう。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回、法改正によりまして、今年度より区長の皆さんとは業務委託契約という形で進めさせていただいています。まず、区長の委託事務として、町政の推進に係る行政区内の連絡調整であったり、町からの文書、広報等の配布、また各種調査及び報告に関することなど、行政事務の円滑な運営に御協力をいただいているところであります。

また、そのほか区長の皆さんには多岐にわたる業務を遂行していただいております。今後町としましてもできる範囲で、このあたりを整理、検討させていただければと思っております。

それと、先ほど窓口の一本化という話もございました。役場業務においては、さまざまな業務があり、窓口の一本化というのはなかなか難しい部分もあるかと思えます。その中で、受付業務や申請の方法など、そのあたりをできる限り簡素化するという必要かと思えます。また、わかりやすく説明をしながら、少しでも区長の負担を軽減していければと考えています。

○6番（増田安至君） 一本化はなかなか難しいということであれですけど、これから先いろいろ制度が変わって、期間任用職員であったりとか、人を雇う上でもいろいろ制度的に変わってくるんで、例えば病院でいうと、一番わかりやすいのは以前におった総婦長が退職なさった後に一本化、エレベーターの前にいるんですよ。その人がすべてを答えてくれる、どこに行っても、何したらいいと、その程度でもいいんですよ。区長さんたちにわかりにくいのは、どこの課に行け、あそこの課に行けというのがわかりにくいということらしいので、その辺を何か改善できる1つにされたらいいのかなと思っております。

区長から、これだけは聞いてくれよと言われたのが、そういう区長の業務の中に、外灯の交換があって、非常に危険と。「何で危険なんですか」と、「4メートルぐらい上の電球の球を俺は1人で替えにゃん。俺は命がけぞ」と言われたんですけど、その場合の指定管理なんかを使うような制度とか、何かあると思うんですけども、執行部はいかがお考えでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

ただ今御指摘のとおり、防犯灯の設置また維持管理につきましては、その地区で行うということにしております。ただ今質問のとおり、外灯など、特に交換とかする場合には地域の負担が大きくなっているということになっております。この外灯や防犯灯につきましては、犯罪や事故を未然に防止し、安全なまちづくりを推進していくために必要な施設で

ありますので、今後の検討課題という形でさせていただければと思います。

- 6番（増田安至君） 善良に御検討いただいていい結果が出ることを期待しています。とにかく危険というのは間違いないので、自分があと10年ぐらいして、その地区の区長をなさいなんてもし言われたときに、4メートルも高いところにある電球の球をと思うとドキドキしますので、非常に危険でもあるので、そこは早急にきちんと対応していかれることを期待しております。

ということで、財政健全化のためにはインフラ整備、そしてそれにはものすごく今後お金がかかりますよというところで、藤木町長のこれからの町政運営にぜひ期待して一般質問を終わりたいと思います。

- 議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより14時55分まで休憩をいたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

- 5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。

冒頭、新型コロナ対策事業に住民のために日夜努力されて頑張っている職員の方々に敬意と謝意を申し上げたいと思います。本日5人目の質問ですが、もうしばらくおつきあいをいただきたいと思います。

現在、県内では新型コロナは一応平穏さを呈しておりますが、しかし予断は許さず、新たな感染者が出現しないように、我々は共存ではなく闘い続けていかねばならないと考えております。一度お話ししたかと思いますが、まさに現代は予期しない自然災害とか、事件事故などが懸念される、まさに激動と混迷と模索の時代であります。これらを予知して100%防止をするということは困難、まさに新型コロナがそうであります。だからこそ対策、備えが必要であり、物事には100点はないです。だから100点に近づく努力をする必要があ

るという私の持論であります。そこに防災・防犯の価値が生じてくると考えております。

また、いろんな解釈には無駄はない。老婆心でも必要ないと思われても、知恵を出すことが大切ではなかろうかと思えます。

今回は、1つ、防災行政無線の現況と運用、2つ、コストコの公共交通利用者への取り組み、3つ、この問題は、あまり大きな声では言えないんですが、課税ミス事案の迅速かつ適正調査の3点について、質問をいたします。

個別の質問については、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の1、防災行政無線の現状と運用について、お答え申し上げます。

防災行政無線は、平成29年度から整備を行い、平成31年4月から運用を開始しております。屋外拡声子局を町内に設置し一斉に放送ができるようになりました。また、町内の隅々まで無線電波を送信するために中継局を1カ所、簡易中継局を6カ所設置しています。防災行政無線の運用につきましては、防災行政無線局の運用規則や運用方法に関する要綱に基づき適正に行っております。

また、無線放送機器の操作は、防災担当の職員3人で休日や夜間を問わず行っており、情報の伝達につきましては、迅速かつ正確に放送ができるよう努めてまいっております。また、戸別受信機の設置につきましては、これまで要配慮者や不音達世帯を優先的に設置してきました。今後も確実に情報を伝達するための計画的に戸別受信機の設置促進を図ってまいりたいと思っております。

その他、個別の質問については担当課長より答弁させます。

○5番（田上英司君） 先ほどは、増田議員から主として防災意識、ソフト面の質問がなされましたが、私は、防災行政無線の現況と運用ということで、ハード面について住民目線で質問をさせていただきたいと思えます。防災行政無線は御案内のとおり住民サービスをはじめ、行政が住民に対して要請とか避難指示とかなどを行うことができる大切な要素を持っており、聞こえなかったので避難が遅れた、そのために被害を受けたということで、行政への批判の対象になる恐れも出てくるものではないかと思えます。

まず、屋外広報無線機、わかりやすくラップ型と呼ばせてもらいますが、1集落に1カ所が原則なのか、そして御船全域に何カ所、このラップ型というものが設置されているのか、まずお尋ねしたいと思えます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

屋外拡声子局、スピーカーになります。これは現在町内に103カ所設置をしております。設置につきましては、調査の結果必要な場所に必要な数を設置しているということで、1集落に1カ所というわけではなく、必要な箇所に設置をしているということになります。

○5番（田上英司君） スピーカーですね、はい、わかりました。このスピーカーを設置するときに、いわゆるどこに設置しようかということで調査を事前にされるとは思いますが、どのくらい時間がかかって、またそれには、先ほど町長の御答弁にもありましたけれども、中継局、届かないところにはまた電波塔を建てたりされると。どのような電波調査をされたのか、ということをお尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防災行政無線の調査につきましては、約3カ月ほど要しております。調査した内容として、まず1点目が、無線電波の出力量や到達範囲です。2点目が、その調査に基づく中継局や簡易中継局の位置の決定、それと屋外拡声子局、今言われたスピーカーの位置、それと機器類の使用など多岐にわたる調査を行っております。

この電波調査の方法としましては、専門の施工業者によりまして所有する電波車、車ですけれども、によって町内を隅々まで行って調査を行ったということになっております。

○5番（田上英司君） 御船町は宇土郡よりも面積的には広いんじゃないかと言われておりますが、平坦地そして中山間地、これはもう環境は大いに異なると思いますが、より細かな設置計画はどういうふうになされたのか。業者任せであったのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この中継局や屋外拡声子局の設置計画につきましては、今言われたとおり、御船町においてもいろいろ条件は違います。平坦地域や中山間地域の環境を踏まえ、綿密に計画をしたところであります。

中継局につきましては、ほぼ計画された位置に設置することができました。しかしながら拡声子局につきましては、地域との調整、また土地の問題、借地とかいろいろ相談する部分もありましたので、土地の問題などで若干変更した箇所もあります。また、施設の設置計画については、専門の施工業者等が行っております。電波の発信や受信の状況など、これにつきましては専門的な知識が必要であり、業者に委託をしたところであります。ま

ず計画ができたところで、その後は町で各地域との調整を行い、現在の位置になっているということでもあります。

それで、現場調査につきましては、ほぼ町主導で設置計画は練っているということになります。

○5番（田上英司君） 先ほど町長から答弁いただきましたが、確認をいたします。この広報の担当課は恐らく総務課と思いますが、広報担当者は誰々と指定されて、これは固定しているのか、ということをお尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、無線広報という形での御質問ですけれども、この無線を使つての広報ということになりますと5つの通信方法があります。1つが定時の通信です。2番目が緊急の通信です。3番目が訓練の通信です。4番目が点検の通信です。5番目が広報通信ということで、今御質問があった点は広報通信の行政情報を流す部分かと思えます。この行政のお知らせをする放送、広報ですけれども、これにつきましては、機械の操作につきましては総務課が行いますが、放送の内容であったり録音はそれぞれの担当課が行うということになります。

したがいまして、防災上の避難発令等につきましては総務課が担当し、放送する者は地域防災係の3人を、ここは指定ということにしております。

○5番（田上英司君） それでは、関係する担当課の職員の方が広報されるということになるんですね。はい。その広報される場合に、広報文の内容に、例えば担当課である総務課に広報文が出されて、決裁をされて広報される。決裁にはどのくらい時間がかかりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この行政放送につきましては、今言われたとおり決裁後に放送するというようにしております。ただし、緊急の放送ということになれば、事後に決裁を取ることができるようにはなっております。放送をする場合には、この要綱に定めております中で同報系無線利用申請書というのを出示していただきまして、そこに放送内容、日時、必要な要件を書いていただいて、決裁を取ることになります。通常の分につきましては、決裁に1日から2日ということ。それと録音に約1時間程度かかるかと思えます。その後、今回の放送する日時を予約しての放送ということになります。

○5番（田上英司君） 定時放送には、私は居住は豊秋というところに住んでいまして、豊秋は緑川をまたいで、城南から熊本市からのお知らせですとか今度は嘉島から、両方から入

ってくるんですね、このスピーカーで。それを、どこの無線かなど。御船町のは残念ながら聞こえませんが、戸別受信機を付けてもらいました。そこでもう完全になりました。

この定時放送は聞こえるんですよ、熊本市とか嘉島から。時刻の広報だけではなくて、夕方になると、小学生、子どもたちに「もう、家に帰る時間ですよ」ということを5時から5時30分に、「もう、6時までは帰りましょう」といういろいろな定時放送の呼びかけがなされて、それを聞いております。そういうものもございませうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在のところ、定時放送、定時広報という視点での決め事や要領等はございませんが、御船町防災行政無線の運用方法に関する要綱というのがありますので、それに基づいて行なっているということになります。今後、今議員から言われたとおり、他町の状況等も参考にしながら、広報という視点で担当部署やアナウンサーあたりを決めて、わかりやすい放送に努めていきたいと考えています。

○5番（田上英司君） はい、わかりました。ここで、訂正をしたいと思います。お配りされている我々の一般質問の内容、これの私の通告内容に緊急広域要領と書いてあるんですが、私は通告したときに緊急広報という文言で通告しております。これは緊急広域という文言ではありませんので、正式には緊急広報ということで、私は通告しております。

今から、緊急広報について質問をしたいと思います。緊急広報は、当然御案内のとおり、この緊急という文言の性質上、広報までの時間を要してはならない。急がねばならないということなんです、テレビで、これは緊急広報ではないですけども、緊急速報が時々出ますですね、大雨とか地震とかいうときに、ピーピーピーとかガーガーとか。町の緊急広報には、こういう音も入りますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

緊急事態には、即やはり放送情報を流すということは重要かと思えます。それで、緊急放送の場合は、各地域の屋外拡声子局、スピーカーの中から、最初にプープーというサイレン音が流れるということになっております。

○5番（田上英司君） 先ほど課長の答弁で、マニュアルがあるということでございましたが、緊急広報には地震、大雨、土砂崩れなどの自然災害や、火災とか行方不明、大規模な交通事故等による通行止めと、いろいろなものが考えられると思うんですが、特に今高齢化社会の中で、認知症の高齢の方たちが行方不明、所在不明になるという場合は一刻の猶予

もないんですね。緊急広報マニュアルに設置されて、こういう行方不明の高齢者の方々がおられるという場合も、この緊急マニュアルがあるとなれば、そういうものは入っておりますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、御船町防災行政無線の運用に関する要綱の中で、緊急通信として、町内に一斉に放送できる内容を規定しております。まず、1点目が自然災害、事故災害等の非常事態にかかわるものであります。2点目が町民の生命、財産等にかかわる緊急かつ重要なもの、3点目が町その他官公署の公示事項及び広報に関するもの、それと4点目として、今言った3号に掲げるもののほか、総括管理者が特に必要と認めたものと規定しており、この4項目に該当すれば緊急時もまた平時においても放送することができるとなっております。

先ほど総括管理者が特に必要と認めたものということで、4点目に出したものでございますけれども、これにつきましては、御船町防災行政無線による行政情報の放送基準という中で規定しておりまして、そこは住民が不利益を被るまた被る恐れがある場合と、住民の生活に密接な関係がある事項で緊急に放送しなければならない場合、この点が緊急時の放送ということになっております。

○5番（田上英司君） これから、私が最も質問したいことをお尋ねしたいと思います。土曜、日曜、夜間の緊急放送のことなのですが、これは当然先ほどもお話がありましたように、緊急性から事後決裁となってもそれはやむを得ないんですが、誰が、決裁を取れる場合は取りまされども、誰が夜間等、こういうときに広報をされるのか。大雨警報発令中とか、そういった町内に職員の方々が町内待機をされておられるときには、即対応可能ですが、緊急ですから、まさにいきなり緊急事態発生の場合の危機管理上の広報はできるのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この防災行政無線の運用につきましては、御船町防災行政無線局運用規則及び先ほど申しました運用方法に関する要綱に基づき適正に運用しているところであります。まず、緊急の場合についても、担当者がまず起案をして、町長決裁を経て、防災担当者が放送を行うということになっております。特に避難関係の発令を行う場合につきましては、避難関係発令起案書により町長までの決裁を受けて各種発令を行っております。また、同時に同

報系無線の利用申請書も作成をしているというところです。

先ほど議員が言われたとおり、大雨や台風時においては、既に何らかの警報等が出ておりますので、発令されておりますので、防災担当職員が待機しておりますので、その点は直ちに対応は可能であると考えております。

また、いきなりの緊急事態ということで、今御質問がありました、その中で考えられるのが、まず大規模な地震だと思います。それとミサイル、それとまた火災、テロ行為などがいきなりの緊急事態として挙げられるのかなと思います。そのうち、地震とミサイルにつきましては、国でしておりますJアラートを通じて、緊急速報メールやテレビの緊急速報を流すことができますので、それを職員が受けて対応すると、防災担当職員が登庁して無線放送を行うということになります。近くに職員もおりますので、15分から20分程度はかかるかと思いますが、至急放送情報は伝達できるかと思っております。

また、火災につきましては、上益城消防署と協定を締結しておりますので、消防署から直接無線放送を流してもらうということになっております。また、テロ行為等につきましては、警察署や消防署からの連絡、報告を受けてからの放送ということになるかと思っております。

この危機管理上の体制につきましては、以前と変わりはありませんが、今回、防災行政無線を整備したことによりまして、住民の皆さんへの情報の伝達というのは格段に向上したと思っております。

○5番（田上英司君） ある程度具体的に答弁いただきましたが、まさに町民の生命、身体、財産を守ると。今の中に例えばミサイルとかいうのは、まあ、日本国が考えているパック3とかイージス艦で対応する。これはもうテレビで、先ほど言った緊急広報あたりがあるでしょうからね。地震は、地震の予知は不可能でございますから、それに加えて御高齢の方々の行方不明ですよ。特に夜間、一刻を争うんですね。これに私も過去従事したことがあるんですが、とうとう残念ながら小川にはまって命を落とされた御高齢の方がいらっしゃって、朝方発見。だから夜間がやはり本当に、御高齢の方、行方不明になられた方、これは何らかの対策をとらにゃいかんと思っております。執行部も検討を、それこそ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、無線難聴地域です、聞こえなかったり、何と言ったかなという、戸別受信機が設置されておるんですが、5月末現在の設置完了数です。申請はあっているけれ

ども、まだ設置が追いつかないという未完了数はどのくらいありますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

戸別受信機の設置件数ということで、5月末現在で申し上げますと、503カ所に設置しております。内訳としまして、公的な役職におられる方につきまして130、避難所に27、集会所に68、それと一般の世帯、住民の方ですけれども278となって、合計が503カ所に今設置をしているというところになります。

また、申請があってもまだ設置ができていない戸数としましては12カ所あります。内容としましては長期入院をされているという方や連絡が取れない世帯というところで、この辺がまだ12世帯が未設置ということになっております。この方々につきましては、御連絡をいただきますよう、5月19日付けで依頼の文書を発送して対応していきたいと考えております。

○5番（田上英司君） それでは、御船町町内全域の全世帯数と比較して、何%に当たるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 設置の世帯数の割合ということになりますけれども、御船町の世帯数が5月末現在で7,169世帯であります。その中で施設を除いた世帯に、施設が95ありますので、それを除いた数が世帯についている数ということで408世帯になります。割合からすると約5.7%という割合になります。

○5番（田上英司君） これは、このパーセンテージは必ずしも聞こえない方が対象ですからもう問題はないかと思いますが、設置未完了ですよ、申請されてまだ付いてないというのがですね。

続いて、戸別受信機の件について質問を重ねますが、設置の手数料、自宅にアンテナを付けないかんという場合も含めて手数料は無料なのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

戸別受信機自体は貸与という形でお貸しするということになります。それと、アンテナの工事につきましては世帯の負担はございません。無償ということになります。

○5番（田上英司君） 先ほど503件設置が終わっているということですが、戸別受信機の申込みをされて設置までの期間、これはかなり期間がかかっていると思います。私個人のことを言っても始まらないですが、私の家は11カ月、去年の6月ですから、もう。集落で区の総会とかいろんな会合がございまして、その矛先が私に来るんですよ、「どやんなったとっ

か」ということです。それはもう、自分の持っている情報の範囲内でいろいろ答えてきております。あと、取りあえず申込みされている12カ所、早急に業者と連絡を取って付けていただくように、その段取りはできますか。

○総務課長（藤野浩之君） 申請があつて未設置の箇所というところにつきましては、至急連絡を取って対応していきたいと考えています。

○5番（田上英司君） 以前、この戸別受信機は町が保管しているということを聞いておりますが、保管されているとすれば在庫数はまだいくらかあるのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） 在庫の数としましては、約800台になります。

○5番（田上英司君） 先ほど課長の答弁により戸別受信機はあくまでも貸与であると。いつかは町に返却しなければならないですかね。それは年数というものがあるのか、そして、貸与されている間、電池の入替えは別ですが、聞こえが悪くなったり、いわゆる修理せなにかんといった場合の、そういった修理は個人でしなければならないのか、それを町にいつか返さなければいかなから、故障した場合の修理はどうするか、それをお尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

戸別受信機につきましては貸与ということになります。それで、戸別受信機が不要になった時点で御返却をいただくということになります。また、戸別受信機が故障して使用に耐えられなくなった場合という件ですけれども、そのような故障の場合は、戸別受信機修理依頼書というのがありますので、それを提出していただくということになります。先ほど言われた電池の交換等は該当しませんけれども、それと故意や過失で壊した場合についても該当しませんけれども、それ以外につきましては町で修理を行うということで、その辺の負担をお願いするというはございません。

○5番（田上英司君） この無線の難聴地域で、以前そうだったんですけれども、何か広報されているかなというので内容はわかりません。そういうのを感じたときには281-1721ででしたか、に電話をすれば内容がわかるということで、何遍か利用させてもらったんですが、全くわからん地域もあるんです。今何を言うたかと、そういうことすらわからない地域があるんです。

この前、私の集落で、戸別受信機を当然申請なさっている方が、業者が来られて現場調査をされた。電波が全然来てないと言うわけです。もちろん家の中にも庭先にも。ええということで調査をされたら、道路を挟んでメートルは測っていらっしやらないけれど、何

十メートルか先にまで行ったら電波があると。そこにアンテナを建てなければいかん、電柱を建てないかんということを業者の方が言われたから、「もういいです」ということで、その方はお断りされて今そのままになっているということなのですが。この場合、家の敷地じゃなくて、よそにアンテナを建てないかんといった場合の工事、ぜひともお願いしますと住民から言われたときに、その工事の費用はどこが負担しなければいかんのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

戸別受信機を設置している中で、今言われた場所、箇所があるということは聞いております。原因として地形や建物、風の影響であったりと、ほかの電波からの影響など、いろいろな条件が重なって宅内まで電波が届かない場合があるということになります。その場合には、屋外にアンテナをということではしておりますが、それでも無理だというお話であったかと思えます。屋外にアンテナということであれば町の負担でそこはできるかと思えます。それから、また距離が遠くなるということで、敷地をどこか借用するなりして建てるということになれば、相当な費用もかかるということで、基本的には町が負担すべきところだとは思っております。しかしながら、そういった費用がかかる部分につきましては検討させていただきたいと思っております。

○5番（田上英司君） それなら、関係者にそのように伝えておきたいと思えます。

先ほどのスピーカー、屋外のラップ型のスピーカーの増設については、何か検討される余地はございますか。

○総務課長（藤野浩之君） 屋外拡声子局の増設ということではありますが、この屋外拡声子局の設置につきましては調査した上で、必要な箇所に必要な数を設置したというところがあります。これが事業で造ったものでありまして、1基当たり約600万円ほどかかっております。今度、単体で整備を行うという場合にはまた割高になって、それ以上の金額がかかるのかなと思っております。まだ工事が完了して間もない部分もありますので、設置に当たっては当時の区長であったり地域の皆様と十分協議して建てているところでもありますので、今すぐに増設をするというのはなかなか厳しい状況であるのかなと思っております。

この情報伝達の手段としては、先ほどからお話がありますように戸別受信機の有効性も全国的に重要視されておりますので、今後は、状況を見ながら屋外拡声子局と戸別受信機、さらにそれに代わる伝達手段を総合的に考えていく必要があるのかなと思っております。

○5番（田上英司君） 無線機の件についての質問はこれで終わろうと思いますが、無線の難聴地域への周知徹底については、町長の以前のお話では囑託員、民生委員、児童委員の方々の協議会の席上で申請について周知徹底を図ったということで御答弁をいただいたのですが、さっき言いましたように、私どもに「どうなっているんだ」といろいろまだ質問があります。まだ、住民が、すべての方が認識不足なんです。さっき金額の、費用のことも聞きました。まだお金がかかるものという方もいらっしゃいました。改めて、まだ800台在庫があると、当然お金もかかります。町のお金もかかるとは思いますが、改めて住民の費用はかかりませんよと、不安に思っている方々への積極的なアピールをして、難聴地域であれば申請をしてくださいと。そうすることによって、万が一の場合、命を守ることができまよということを積極的に前向きに広報していただきたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） 御提案ありがとうございます。今後も確実に情報を伝達するため、計画的に戸別受信機の設置を促進していきたいと考えています。あらゆる機会において周知を行っていきたいと考えております。できれば、議員からも各地域にそういった御周知をいただければ、さらに申請が増えてくるのかなと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○5番（田上英司君） 第2の質問に移ります。コストコの公共交通利用者への取り組みについての質問でございます。コストコを復興のシンボルと位置付けられて現在誘致が進められて着々工事がなされております。よく耳にするのは、コストコの私有地、駐車場は何百台入る、これで足りるのか足らんのかとか、車が渋滞するのではないとか、そういう議論は頻繁に聞くんですが、バス利用者のことをちょっと考えていただきたいと思います。バス利用者の利便性、安全性への配慮をここで確認したいと思うんです。

もちろん、コストコ利用者の多くの方が車両によることは、もう皆さん、我々も承知しておるんですが、国道445号線を走るバスの利用者が皆無とは言えないと思います。さっき言いましたようにコストコは復興のシンボルということで、町民の方々に利用してくださいと言う。熊本、嘉島のほうから来る人たちはほとんど車でしょ。御船町から、こっちからコストコに行く人はバスを利用する高齢者が、「一遍どま行ってみようかな」ということになりはせんかなということです。バス停は御船町から行った場合、小坂というバス停がございます。それから約1.1キロ行きますと六嘉というバス停があります。コストコはその中間の右側に位置します。御船町からコストコにバスを利用して行った場合、これは車

は左側通行ですから、必ず乗客はこの国道445号を横断せにゃいかんです。

そこで、計画の中に、今どんどん工事が進んでおりますが、中に道路ができます。信号交差点が1カ所できる予定ですよ、左右に出てくれるような。そこに横断歩道を設置したり、また小坂のバス停は、バスが止まるように駐車帯が広がっておりますが、そこに雨の日なんかは屋根付きのバス停の設置あたりができないかと。これは、道路管理者、国道の管理者と警察の関係等がございますので、協議をなされる予定はないかなということをお尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君）　まずは、コストコの公共交通利用者への取り組みについて、私から説明を行いたいと思います。コストコの公共交通利用者への取り組みについては、町ではこれまでコストコホールセールジャパン株式会社の誘致を熊本地震からの復興のシンボルと位置付けて、町民の皆様をはじめ議会の御理解を得ながらさまざまな関係機関と協議を進めてきたところであります。

その中、公共交通につきましても検討してきたところです。しかしながら、コストコの営業形態は自家用車を利用した大量買いの客をメインターゲットとしております。そのため、現時点でバス利用者を想定した新たな公共交通の路線設定は考えてはおりません。現行路線の活用を推進していきたいと考えております。今後、現行路線の活用についても、コストコや関係機関と協議を行いながら、交通渋滞の対策も含めて対応を行っていききたいと考えております。

その他の個別質問については、担当課長より説明させます。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　それでは、お答えします。

まず、バス停の屋根付きの設置ということが1つと、あとは信号機の横断歩道ができるかできないかという質問だったと思います。議員がおっしゃるとおり、御船方面から路線バスのバス停は小坂橋の付け根、それに八竜橋付近の六嘉にそれぞれバス停が設置してあります。御船町内から来られる方でバスを利用し、小坂バス停で下車された場合、コストコまで約400～500メートルにあり、かつ横断歩道を渡ることとなります。コストコで買い物をされた方が、手荷物を持ちバス停まで歩くのにはかなり遠い距離だと感じております。今回新たに設置します信号機付き交差点には歩道が設置されます。バス停の設置または変更について、道路管理者それにバス事業者、また警察と早急に協議を行っていききたいと考えております。また、このバス停を協議する上では、議員がおっしゃった雨天時の対策と

しまして屋根付きも踏まえた協議を行っていきたいと考えております。

○5番（田上英司君） これは、さっき言いましたように道路管理者とか警察とか、そういう関係機関が絡んでおりますので、町でもこういうことを考えたんだということを記録に残しておいていただきたいと思います。

第3の質問に移ります。これは、課税ミスの中で、あまり大きな声では言えないんですが、ひとつ調査の進捗状況を。先般新聞報道もされて、そのときのお話で7月をめどに調査を行って関係者処分も公表すると、執行部、町長がおっしゃっていただいたのかな、明言されておりますけれども。現在の調査の進捗について、どのくらい進んでいるのかというのがわかれば、御答弁をいただければと思います。

○町長（藤木正幸君） 私から頭の部分を説明させていただきたいと思います。

今回の課税ミスの件につきましては、この場をお借りしまして町民の皆様及び関係皆様に改めて深くお詫び申し上げます。町の自主財源の根幹をなし、また公平・公正な課税を原則とする町税において課税漏れなどが判明したことから、令和2年1月及び5月に報道機関を通じ公表したところであります。現在、ほかにも同様のミスがないか、7月をめどに、熊本地震後に新築された家屋や土地の所有者移転に関し、登記書類調査を進めております。

なお、調査に当たっては適正に課税されているか、複数の人員で確認作業を行っております。今後このようなことがないよう、事務処理を徹底させるとともに、再発防止に努めてまいりたいと思います。

その他、個別質問に対しては担当課長より答弁させます。

○税務課長（畑野英樹君） 先ほどの議員の御質問にありました調査の進捗状況について、お答えをいたします。

調査は行っておりますけれども、新型コロナ対応の影響があつたりとかいたしましてかなり時間を要しております。ですが、7月をめどに調査を終える予定としております。

○5番（田上英司君） それでは、現時点で、新たなミスとか、その疑いとかいうものは、まだないということですか。

○税務課長（畑野英樹君） これまでの調査で、新たなミス等は出てきておりません。

○5番（田上英司君） さっき畑野課長もおっしゃいましたが、現在職員の方々はコロナ対策で職員一丸となって努力されている真っ最中、この中で同じ事案が重なると、これまでの

御苦勞が水泡と化してしまうと。町民への不信感も出てくるでしょう。だから、これは悪い言葉ですけれども、決して隠ぺいすることなく公表していただきたいと思いますが、いかがですか。

○**税務課長（畑野英樹君）** 今回、調査が行われまして、調査が終了いたしました暁には、すべての結果を公表いたしたいと思います。

○**5番（田上英司君）** 調査の結果、これがヒューマンエラーかシステムエラーかを問わず、関係者の処分をされることよりも、再発防止策が重要であると思っておるところなのですが。何年もさかのぼって職員を処分することは、それがプラスになるのかマイナスになるのかですね。関係者に反省させて、指導教育を徹底して、改めて頑張る気持ちを持たせるということが大切であると、個人的には思っております。

人を処分する、これは恣意的ではない、ほとんどヒューマンエラーかシステムエラーでしょうから、これを型にはめて関係者を処分してやってあったということは絶対プラスにならないと思います。町長のお考えを。

○**町長（藤木正幸君）** 田上議員がおっしゃるとおり、法令遵守し頑張る気持ちが一番大事だと私も感じております。ただ、今回の関係者につきましては、行政処分審査委員会において審査をし、懲罰処分の指針に基づいて決定して公表していきたいと思っております。

また、関係職員のみならず、今回の件を自分のことととらえ、今回の件が税務課だけではなく、庁内すべての者の責任であり、今後庁内すべての職員が考えていかなければいけないものと考えて指導してまいりたいと思います。

○**5番（田上英司君）** これで、質問を終わります。

○**議長（池田浩二君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時49分 散 会